

研究ノート

歴史には、価値の相対主義と絶対主義がある

永安幸正

目次

- (一) 歴史の進歩を測る尺度は何か
- (二) 歴史相対主義は、浮動的で脆弱
- (三) 國際論争では、勝てば官軍か
- 追記 (二〇〇五年五月二十六日)
- (四) 忠臣蔵と武士道の意味——法と、法を超えるものと——
- (五) 國際テロを考える価値基準とは
- (六) 自己反省と慈悲寛大の心を發揮——敵はどこにもいない——
- (七) 歴史とは、より良い価値觀を創造する筈みなり
- (一) 歴史の進歩を測る尺度は何か

私は、学者の端くれとして、これまで何冊か本を書いて世間様に販売してきたが、今の尺度から見ると不

完全な内容が目につく。これは、欠陥自動車を売ってきたM社と同じようなもので、人々に対して罪を犯したことになるのであろうか。私はそう反省している。

われわれ人類は、どこまで行つても不完全存在であるから、完全なものを作ることはできない。歴史のそれぞれの段階で求められる限りの最善なるものを作り、世に提供すればよいのであり、今の高い水準から見て不充分さが分かつても、それはある程度までなら許されるのか。価値の基準は歴史とともに移り変る。はたして、このように言えるものか、どうか。

例えば、「僕」の要点として、私の子供の頃は、学校で、弁当箱の蓋についた御飯粒は、「もつたいない」「一つ残らずきれいに食べなさい」と教えられた。しかし反対に、それは過去の貧しい時代の価値観であり礼節であつて、豊かな社会になれば、「そのような御飯粒など捨て置きなさい、むしろ食べないほうが、カロリーを摂り過ぎないので好ましい」とさえ言う人があるくらいである。

今どきの大学生と合宿がっしょくにでも行つて一緒に食事をしてみると、綺麗に残さずに食べる者はまず居ない。家庭でそのように育てられたのか。人は時代に応じて育つものだらう。銀座のカラスも、今日では糖尿病とうとうびやうになるという御時世ごじせである。

だから、今の子供たちは、いや子供に限らず子供の親御おやぢさんたちにも、弁当の蓋の御飯粒をきれいに食べましよう、という「僕」は、無用なおせつかいと受け取られ反発されることが多いのである。頭髪とうぱつを染める

か染めないかと言い争うのと同じ性質のもので、「各人の自由な事柄ことひようだ」「ほつといてくれ」とされるのである。これを「ミーイズム」（自分勝手主義）とアメリカでは名づけた。

これは、「欲しがりません、勝つまでは」とは真反対であり、「私は欲しがります、買います、カードにお金ある限り」の態度である。これは「消費者主権」といって、経済の基礎にある感覚かんかくもある。消費者は一人ひとり、何でも、どんな方法でも、自分の思つままに買い込んで消費して良いし、そういう権利がある、他人からとやかくいわれる筋合すじあわいはない、と。だが、本当にそうだらうか。

新たな地球環境哲学からは、資源節約と環境汚染とに気配りが必要。他方、豊かな社会では、太り過ぎが怖いし、医療費増加の元凶げんきゆうにもなる。人類の進歩の価値観はどこに向かうべきなのか。

そこで一体、歴史の進歩とは何なのか。

歴史の進歩とは、「不条理な苦痛が少なくなること」である」という理解を述べた方がある。英国のパート

ランド・ラッセルの合理主義哲学を日本に紹介し、プラグラマティズムの信奉者をもつて任じておられた市井三郎教授である。（著書に『歴史の進歩とはなにか』岩波新書、がある。）

彼方のラッセルさんは、数学者であり論理学という分野で偉大な仕事を遺された。「宗教は必要か」という論争の本もある。幸福な人とは、いろいろな事柄に興味を感じることのできる人である。世の中、楽しくなるよ、とも宣われたが、意味深である。

ただ、問題は、「不条理とは何か」である。

われわれは、自分たちが生きている今の時代の価値観を尺度にして、過去の人が——過去の自分も含めて——やつたことを「善い」とか「悪い」といつて、どこまで裁判することができるものであろうか。

われわれが過去の人々の歴史から何かを学ばんとするとき、価値観について二つの対立する立場が浮かび上がる。一方は相対主義であり、他方は絶対主義である。人類の歴史には、価値を判断し比較する際、物の見方に絶対主義と相対主義とが混在して、しばしば対立する。

この対立は、とても厄介な問題であって、今日の歴史教育にも色濃く影を落としている。

まず、相対主義（relativism）とは、いろいろな物の間に価値の優劣はつけられないという見方である。つまり、それぞれの物は独自の価値を持つのであり、どれか他の価値と比較して、劣っているとか優れているというような序列づけはできない、とする立場である。結局それは、ドングリ（籽）の背くらべのように、どれもみな同じように、つまらない、下らない、あるいは優れている、という主張になってしまふ。こ

れは「オンリーワン主義」である。

反対に、絶対主義（absolutism）とは、多くの物の中でどれか一つが他より優れており、それを唯一の尺度にしてすべてのものに価値の序列づけができる、という見方である。これは「ナンバーワン主義」である。

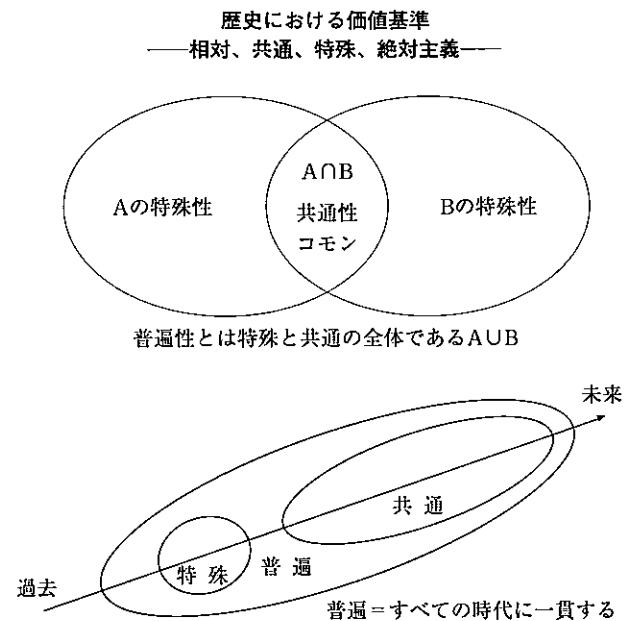
一般に、相対主義は、文化について主張されることが多い。いわゆる文化相対主義である。文化毎にそれ独自の価値というものがあり、ある文化の出来事や行動について、他の文化の価値尺度でもつて外から裁判することはできない、と言う立場がそれである。

ご飯を食べるのに、南アジアのインドのように手でつまんで食べるか、東アジアのように箸を使うか、あるいはナイフやフォークやスプーンを使うか、どれがよいか一概には言えない、という立場である。

これを歴史に当てはめると歴史相対主義ということになる。つまり、極端に走れば、歴史には、段階毎にそれ独自の価値があるのであって、後の時代の尺度でもつて過去を裁判することは出来ない、その逆も然り、というような歴史観である。歴史の絶対主義と相対主義にも、様々な種類が現れるだろう。

①始源を絶対視する主義

この考えによれば、「初めに真理ありき」ということになる。いのちの歴史では、遺伝子のように、歴史



この立場からすれば、人類の歴史というものは、個人と集団のいのちの変化であり、時とともに流れいくものだが、後にくるものほど——特に現在こそ——進化し進歩したもの、と皆が思っている。だから、過去の出来事についての判断は、今日の最も進化発展した高い基準から行うのが良い、と考える。他は「それは古い」「封建的だ」などと片付ける。これは、いうなれば結果主義の一つである。現在主義という名の結果主義である。

に考えたのであった〔法の哲学〕参照)。

「現実的なものは理性的であり、

理性的なるものは現実的である。」

これほど有名な自信に満ちた言葉は、外に見当たらぬだらう。

の出発のときにその後の一切のものを評価するための価値基準が出現したと考える。

歴史の事実は、元のスタートの時からその後もずっと引き続いて、次々と新たに生成するが、「はじめに神の言葉ありき」、「預言——天や神仏から預かれた言葉——ありき」なのであって、真理はすでに歴史の始源において語られたのである。

これは宗教によく現れる立場であつて、開祖たる聖者や預言者が、すべて真理を開陳なされた、と主張する。

価値を判断するための文化の遺伝子は、生物の遺伝子のように、歴史の始めに完成していたとされる。預言者や開祖を持つ宗教では、その方の教えが、一切の基準となるわけである。

各国が建国神話や革命神話を大事にし、アメリカが事ある毎にその独立宣言を引き、その精神に立ち帰るのも、そこに絶対不動の価値基準があると信じているからである。

祖先の遺訓に帰れ、始源に帰れ、と。

②現代・現在の絶対視と進歩史観

人類社会を歴史の流れにおいて捉えるときに、どうしても、現代を最高の発展段階とみるか、現代はその最高段階へといたる直前の段階である、という歴史観が現れる。

特に、自分たちの国の現段階こそが、世界最高の社会なのだという自負が幅を利かす。ヘーゲルというドイツの哲学者は、十九世紀当時のプロイセン(プロシヤ)国家こそが、最高のものであると本気で、学問的

現代・現在は立ち止まらず、限りなく未来に伸びて行き、木は小さいときからだんだんと育つたものが、現在、大木となっているかどうかで、過去の生長が良かつたかどうかを判断するべきだ、というわけである。稻のように実を獲るための作物は、途中いくら盛んに茂つても、結局はどんな実をつけるかで、一切の出来事の善し悪しが決まることがある。

歴史は、所詮、結果主義であって、何をしようとしたかの動機ではなく、途中の姿でもなく、ひとえに結果の善し悪しで評価が決まる、ということになる。

人生もそうである。人生は個人のいのちの歴史であるが、人生では、植に足を踏み入れる最後の最後のときには、その人自身が、心の中で「しあわせ」と思うことが出来れば、それでしあわせな人生なのではないか。途中、どのように不幸や苦しみがあつても、それらは、最後のしあわせを生み出す肥やしなのである。人生の価値判断は、過去についてのものではなく、「今ここに」おけるものなのだ。いや、そう思うのは幻想なんだ、と他から批判しても、そのような他人の批判は耳に入らない。

こういうふうに思える人々が、多ければ多いだけ、その国家の歴史はしあわせな歴史なのだ、といえよう。

③各時代を等価値とする相対主義

人類社会の真理とは、時間の流れにつれて発現する事実や出来事を通じて徐々に明らかになり、しかも変化して行くものである、と考える。真理は歴史の始めとか結果とかに、一時に現れるものではない。歴史

は、植物とは違う。秋の実りで一気に成果が決まるような物ではない。それぞれの段階毎に、別々の新しい真理が現れるものだ。

歴史は、「ジャックと豆の木」における豆の木のように、いつまでも生長し変化し続けるものである。だから、途中の段階で出て来た価値観をもつて、それより前や後の段階の様子を批判することには、何ら意味がない。それは物差の誤用である。

いのちは、それぞれの段階で精一杯、生長していればそれで良いのだ、と。

右の三つの主義は、ある一つの国家なり文化なりの内部での歴史についての主義である。日本とかアメリカとかロシア、そして三千年の歴史を誇ったというエチオピア——ハイレ・セラシエ皇帝の時に亡んだ——というような国や文化を、それぞれ一系列として辿つていけば、以上の三つの歴史観のいずれかが見出される。

しかし、異なる国とか文化の間の横の関係でも、同様な問題が起こる。いわゆる「歴史教科書論争」とはそういう類の問題なのであり、どちらの国の物差を優先させるかという論争なのである。ここには、以下の立場がある。

一、特定国の文化だけを絶対視する主義

世界史の同じ時代では、ある一つの優れた国や文化が、唯一の基準として正しいものである。だから、わ

われの優れた基準であなたの国歴史を判断すべきなのだ。日本よ、あなたは十一、十三歳の幼い民主主義の國なのだから、われわれアメリカが憲法までも作つてあげよう。それに従いなさい。あなたがたは、自分でろくな改正案が作れないではないか。——

マッカーサー元帥（一八八〇—一九六四）は、一九四五、日本占領に当たり、親切にもそうお考えになられたわけである。日本側の指導者たちのうちには、それに飛びついて挙手した人々もあつたらしい。解放軍、来れり、と。

日本国憲法が作られたときの事情とは、こういうものであった。

また、日本の敗戦にあたり、昭和天皇は「どうか日本国民を餓えから救つていただきたい」とマッカーサー元帥に懇願された。

アメリカも快くそれに応じ、戦争に負けてお腹を空かしていた日本の子供たちに対して、アメリカはパンとミルクを贈つてくれた。日本の小麦で焼いたパンはまずい、アメリカの小麦で製造したパンを食べなさい、と。実際、その頃の日本のパンはまずかった。日本の麦の品種がパンに向かないものだつたからである。もちろん、贈り物は、全部がタダなのでなく借りたものもあつて、その部分はあとで返済した。

しかしながら、そのアメリカの善意のお陰で、日本では結局、小麦作りがほぼ壊滅することになった。どうにか大麦だけは残つた。パンではなく麦飯の材料として。

贈り物は、日本の食糧自給率を、先進工業諸国の中で最低の国にまで引き下げるのに、大いに役立つた。

一つには国民の食味を変え、二つには輸入物へと需要を変化させたのである。

二、各國の文化をすべて絶対視する相対主義

それぞれの国の大地上には、それにふさわしい作物が実るものである。外国の土地に適した外来作物を強制的に押し付けてもうまく育たない。逆の例もある。ブラックバスやその他の外来生物がどんなに生態系を搅乱していることか。

各國には、それぞれ先人が築きあげた文化の厚い層があるのだから、それに適しい作物と栽培法を引き継ぐのがよろしい。かりに作物を変更するにしても、各國自ら決めればよい。

身土不二」というではないか。文化や制度やルールもそうなのだ、と。

日本人は、普通、天下の優れものは海外にある、という謙虚な、ときには劣等感に支配されたような世界觀を抱く傾向が強い。聖人の教えであると崇拜された儒教が盛んな時代には、聖人の國は中國大陸（支那、唐、中華）にあるから、空海はじめ秀才たちはこそつて玄界灘の荒波を渡り、いのちを懸けて、そこに留学に行つたのであった。

ところが、心理学上、外国崇拜の觀念といふものは反転することがある。日本は、「中朝事実」ともいつて、聖人の國はむしろ日本列島の上にこそ存在する、という自覺を持つに至つた。古くは、鎌倉時代末期の北畠親房「神皇正統記」、江戸時代前期の山鹿素行「中朝事実」などが、そのような歴史意識を力説した。それが明治以降に万邦無比という自覚となり、皇國史觀として一九四五頃まで勢いを發揮した。

実は、朝鮮半島の人々も、そういう祖国無比説の心理傾向をわれわれと共に共有する——だから、韓国併合の際、「日本人如きに支配されるとは何事ぞ、全く我慢ならない」と思った。半島人の反日意識は千年以上の歴史を持つのだ。

大陸政府が、日本人如きに、とばかり外交上しばしば「横柄な外交態度」を取るのは、中華意識のせいか。一九四五年以後、元の横浜の南京街が中華街へと名称を変えたのには、深い意図があるのだろう。

しかし、現代はグローバル化の時代であつて、古今、東西、南北、各國各文化が入り交じつて作用し合う状態である。そうなると、何らかの共通のコモンルールといったものが欠かせぬことになる。サッカーは、世界共通のルールなしに世界大会を開くことはできない。

これからは、混合主義(?)でもいうような歴史観が現れるのだろうか。それとも、平原でも雪は、一様にどこでも同じように積もるのでなく、あちこち吹き溜まりが出来る。そのように、各地で個性のあるふきだまり型の文化が生まれるのか。

恐らく、各国、各文化の間に、円が重なり合うように共通ルールが生まれ、円の重ならないところが特殊性として残り、各地の多様な特殊性が地球文化を豊かにするというようになるのではないか。

共通ルールは、政治での「世界人権宣言」(一九四八年)、経済でのGATT(関税及び貿易に関する一般

協定)とそれから発展したWTO(世界貿易機関、一九九五年一月発足)、それにいろいろな国際法に現れている。スポーツのルールも共通ルールとなつてている。

また、物をはかる度量衡(物差)も、欠かせぬ標準である。元来、度量衡には基本として六つのものがある。つまり距離(長さ)、質量(重さ)、時間、電流、温度、光度である。それに物質量(モル)というものが一九七一年に追加され、現在は七つとなつていて。

一九五四年のメートル法条約により、世界共通の尺度はメートル法に統一された。もともと度量衡は、貨幣と合わせて、国家の統一と不可分に結び付いており、日本には日本工業規格(JIS)があつたのだが、さらに今日では、グローバル化の流れとともに、「国際単位系」(SI)というものが普及しつつある。そして、主に企業などの活動の品質を保証し標準化するための国際標準化機構(ISO)という国際組織もできている。

元来、物差とは、人類が、宇宙と、その分子である人の身体とを測り、理解する標準なのである。だから、物差の歴史は、歴史の隠れた基礎なのである。歴史といえば、人と人との争いとか交易の歴史が表面に浮かぶが、その基礎に宇宙と人体を測定するという歴史があるのである。天の星の動き、指や肘や両手の長さなどがそれである。現代は、情報というものをはかる「ピット」というような単位も現れている。物差は、素実と眞実を表すための「記号」である。

物差の歴史と交流を調べれば、文化と国家の歴史がよく分かる。
日本の単位では、例えば、

あた（咫、た、シ） 手の親指と中指を開いた長さ。
ひろ（尋） 両手を一杯に広げた距離。

き（寸） 尺の十分の一。

さか（尺、積） シャク。
町、反、畝、歩 面積の大きさ。

日本には古代、隋・唐などから大陸の物差が数多く導入されてきたが、現代では西洋の科学にかかる物差が圧倒的となつていて。（小泉袈裟勝『単位のおはなし』『単位のいま・むかし』とともに日本規格協会、『単位の起源事典』東京書籍選書。物差については、ハカリのイシダKK、小柳節夫さんから、文献など多くのことを教えて頂いた。）

(二) 歴史相対主義は、浮動的で脆弱

歴史解釈においては、国際法の問題——これは人為の物差、つまり価値の問題——がある。かの「東京裁判」（極東軍事裁判、一九四六～四八）は、戦った側の連合国が集まり、それまでの国際法に存在しなかつて、「人道に反する罪」「平和に対する罪」というものを後から急拵えし、それでもって日本を裁いたもので、これは手続きとして不当である、という批判がある。

インドのパル判事の主張がその代表である。（東京裁判研究会編『共同研究 パル判決書』（上、下）、講談社学術文庫、一九八四年。）

裁判では、その行為に関する法のないときに行われた行為を、後から法を作つて裁くということは、通常の法の主義——罪刑法定主義——に反するのであり、認められないことである。これが人類社会のコモンルールである。東京裁判は、その人類社会の法の原理を踏み破ったわけである。東京裁判は国際法上、疑問視されるものであった。

人類社会として、こういう事後立法による裁判を認めるか、認めないか。それは、法以前の究極の価値理念——自然法や永久法——にかかる問題である。

ただし、ここには十分注意すべきことがある。インド代表のパル判事は、「大東亜戦争中の日本の行為はすべて合法であり善であった」と主張するのでは決してないということだ。判事は、連合国側が、後から作った法律、つまり「事後法」によって、極東軍事裁判を開いたこと、だから日本の行為を裁判することには、反対したのであるが、それまでに存在した国際法に照らして日本の行為がすべて善であった、と判定するのではない（下巻、五六六ページ）。かつ、連合国の行為も、中国大陸上の各政権下の軍隊の行為も、同様に裁かれるべきものがあつた。負けた方だけが裁かれるのではない。

日本人は、自己弁護のためとして、このパル見解を身勝手に都合よく解釈してはなるまい。もつとも、いわゆる「南京暴行事件」については、パル判事はその実在を疑問視していて、そのことを判決文で述べている。(五六〇ページ以下。)

では、いかなる法に基づいて、誰が裁判を行うべきなのか。それは、なお不明である。

パル判事のことを引き合いに出したついでに、大東亜戦争にかかる重大な歴史論の課題を指摘して、皆さんと一緒に考えてみたい。
広島の平和記念公園にある原爆戦没者慰靈碑の碑文の問題である。碑文は次の通りである。（）はその公式の英語表現である。

やすらかに眠つてください
あやまちは繰返しませんから

(Let all the soul here rest in peace. For we shall not repeat the evil.)

この碑文を巡つては、激しい賛否の論が起つたし、今も続いている。アメリカによる原爆投下は正当であつたかどうかという問題があり、かつ、それをもたらした第一次世界大戦・大東亜戦争・太平洋戦争・日中戦争の「戦争責任」の問題も絡んでくる。

「やすらかに眠つてください」とは、原爆犠牲者の靈に向けて述べていることは分かるが、一体誰が述べているのか。われわれ（we）とは誰なのか。当時まで生きていた日本国民なのか。

戦争を行つた「日本の国民が過ちを犯したから原爆が投下されたのである」という意味が、この文章の底に含まれているのか。

もしもそつだとすれば、戦争責任は日本にのみあり、したがつてアメリカの原爆投下は正当な戦争行為の一部であつたということになる。だから、日本国と日本国民の側の誤りを謝罪する」とを、この碑文は告白し、反省しているのである、ということになる。

あるいは、第二次世界大戦では、アメリカを含む連合国も、日本も、戦争を行つた者が皆誤りを犯したのであって、原爆投下もそうした不正な戦争の一環なのである。誤りを犯したわれわれ（we）とは、当時まで生きていて戦争にかかわった全人類であるから、この碑文は日本もアメリカも含めた全人類が原爆犠牲者の靈に向けて表明しているのである。こう理解する立場もあるづ。

しかし、敗戦当時の空気を映し出す立場がある。極東軍事裁判で裁判自体の不当性を告発したインド代表のパル判事が、昭和二十七年十一月に広島のこの碑文を訪れたとき、次のように批判したといふ。このパル判事の訪問は、私が子供の頃、広島のこの碑文を訪れた時のものと同じ空気の中でのことであった。

この碑文に『過ちは繰返しませぬから』とあるのは、もちろん日本をしていることは明らかだ。そ

この不戦条約を、日本は一九二九年七月に批准し、公布した。これは、国策の手段としての戦争を禁じるものだが、しかし違反国への処罰がなく、強制でなかつたため、有効な条約とならなかつたのである。(『世界百科事典』平凡社)

日中戦争・大東亜戦争・太平洋戦争の行われた時代には、「侵略戦争か自衛戦争か」の問題は、国際条約のあり方としては、一応、一九二八年の「パリ不戦条約」がその判断基準であるべきであった。

ちなみに、「不戦条約」というのは、正式には「戦争放棄二関スル条約」「ケロッグ・ブリアン条約」とも呼ばれ、一九二八年八月二十七日に、パリにおいて、フランス外相A・ブリアンとアメリカ國務長官フランク・ビリングス・ケロッグが発案し、英、米、仏、独、日、伊など十五カ国が取り結んだ。その後六十二カ国が参加した。

文の公式の説明はなし。一般国民の碑文の受取り方について、以後それぞれどのように変化したか、歴史的な研究が必要であろう。

碑文が作られたのは、反核厭戦気分の強かつた広島市に近いところで、碑文作成とほぼ同じ時代に小学校教育を受けていた。多分にこういう空気でこの碑文を何度か参觀し、こう理解するようにと、学校で教育を受けたことを覚えている。

「日本が間違った戦争を行つた。だから原爆が投下された。原爆は仕方なかつた。悪いのは日本軍部だ。」

当時、私たち子供は、反核厭戦気分の強かつた広島市に近いところで、碑文作成とほぼ同じ時代に小学校教育を受けていた。多分にこういう空気でこの碑文を何度か参觀し、こう理解するようにと、学校で教育を受けたことを覚えている。

碑文が作られたのは、一億総懺悔の意識が持続していた時代であるから、日本過ち論がむしろ自然の空氣であつたのではないだろうか。その後、いろいろな方面から批判を受けて、碑文の公式の解説などでは若干の手直し、弁解が付加されたであろうが……。

この碑文の起草者は、当時の広島大学教授、雜賀忠義氏であったそうだが、起草者ご自身の本心はどういうものであつたろうか。ついぞ聞かれずじまいである。誰が、どんな手続きで公式の場所に置いたのか。碑文が作られたのは、反核厭戦気分の強かつた広島市に近いところで、碑文作成とほぼ同じ時代に小学校教育を受けていた。多分にこういう空気でこの碑文を何度か参觀し、こう理解するようにと、学校で教育を受けたことを覚えている。

(小堺吉光「ヒロシマ読本」財団法人広島平和文化センター、第十九版、平成十四年、四五〇四六ページ、ルビ追加。この資料は、広島県在住の斎藤正美・昌子氏を通じて入手した。記して感謝申し上げる。)

この条約は前文で「人類ノ平和及ビ有好ノ関係ヲ永久ナカラシメンガ為、國家ノ政策トシテノ戦争ヲ率直ニ拠棄スルコトヲ確信シ」と謳い、次のように規定する。

第一条（戦争放棄） 締約国ハ、國際紛争解決ノ為戦争ニ訴フルコトヲ非トシ、且其ノ相互関係ニ於テ國家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ拠棄スルコトヲ其ノ各自ノ人民ノ名ニオイテ嚴肅ニ宣言スル（田畠茂一郎ほか編『基本条約・資料集』有信堂高文社、第一版、一九七六年、一一一ページ、ルビ追加。）

これが現行の日本国憲法第九条の、いわゆる「戦争放棄」の表現とほぼ重なることは明白である。現在の「日本国憲法」における前文の一部と、第九条の戦争放棄の規定とが、この不戦条約からもつて来られたということは常識であるが、もつて来た当事者は、マッカーサーの下で結成された占領司令部の憲法起草グループであった。日本国憲法とは、占領軍チームが自分たちの考える理想を寄せ集めて、実験的に日本列島上に理想国を作ることを試みたことを物語る記念碑である。

パリ不戦条約は、結局、各國間で意見が合わず批准が進まなかつた。まさに合意なき無法時代の流産たちは夭折^{夭折}であつたわけである。それゆえ、世界史の一九四〇年代までは、自衛戦争か侵略戦争かは「各国自身が判断する」ということになつていた。

そこで、戦勝国の英米仏蘭中ソ側は、こそつて自分たちに不法はないし、東アジア・太平洋地域では、

日本のみが侵略国だと決めつけた。むろん、日本としては、裁判においてあの戦争は侵略戦争でなく、自衛戦争であつたと弁明したかつた。パリ不戦条約の趣旨からみて、国家として、国民として、その弁明は当然のことであつたろう。

第一次大戦後に国際連盟規約を作るとき、日本はヨーロッパ人の主張する「黄禍論」に反発し、人種差別否定の条項を加えるよう求めたのに、歐米はそれを無視した。

人類社会は、第一次世界大戦当時から各國史でなく「世界史の時代」に入つていたものの、その実質内容は未だ整備されておらなかつたのであり、現実は弱肉強食を態にする帝国主義の時代であつた。歴史はゆつくりとしかすすまないものであろうか。（この時代の代表的な議論としては、京都学派の論客、高山岩男『世界史の哲学』岩波書店、を参照。）

周知のように、日本を支持する人々は、今日、次のように主張する。

極東軍事裁判（東京裁判）では、中国大陸における日本の戦争行為は侵略であると決めつけられた。しかしそれは、そういう判断をするための共通の合意に基づく国際法が存在しないときの戦争を、勝ち組の連合国側が後から法を作つて「侵略戦争として裁判した」ということなのであり、裁判はいわゆる事後法に基づく裁判であつて不当な裁判であつた、と。（章末「追記」参照。）

東京裁判を主宰した占領当局の最高責任者マッカーサー元帥自身でさえ、後にアメリカの議会で「日本の

行為は侵略戦争でない」と語ったではないか、と。これは法的な主張だが、道義的（モラル的）にはどうなるのか。

No. 56, 2005 92
モラロジー研究
人類社会としては、「侵略」の定義は、不戦条約の当時には存在しなかつた。やつと一九七四年、国連総会議決三三一四（X XI-X）において、次のように定められたのである。

第一条 侵略とは、国家による他の国家の主権、国土保全もしくは政治的独立に対するまたは国際連合の目的と両立しないその他の方法による武力の行使であつて、この定義に述べられているものをいう。

そして、第四条では、安全保障理事会は、その他の行為が侵略行為を構成すると決定することができる、と規定する。

（田畠茂二郎ほか編『基本条約・資料集』有信堂高文社、第一版、一九七六年、三三三九ページ）

しかし、侵略は「国家による行為」としてのみ定められているので、今後、国連決議には重大な問題が残る。国家によらない任意グループによるものも含まれる「テロ」については、明確な規定がないことになるからである。二〇〇一年九月十一日のテロ以来、戦争の形態と意味が変化したと言われるが、テロと侵略との関係が、今後の人類世界において重大な問題となるのである。

アメリカは、さらに二〇〇三年五月に、テログループを撲滅するとの狙いから、安保理事会の決議を経ないで、自ライラクに先制攻撃を行つたが、それがどういう性質の攻撃であったのかは、問題となるだろう。この点は、後の章で詳しく考えてみたい。

また、二〇〇二年九月十七日、北朝鮮による日本国民の日本領土内部での拉致を、北朝鮮のリーダー、金正日氏が認めたが、それについては安保理事会の決議を経なくとも、明らかに日本国の主権の侵害——テロとしての——であり、侵略行為だという解釈が成り立つ。

問題は、外国の土地で日本国民を拉致したという行為、つまり、スペインとかイギリスなどで誘われ合意し出国し、北朝鮮に入国した人々の場合だが、これもやはり日本国の主権の侵害であつて、日本への侵略——国民のいのちを危うくすること——ということになる。

一九三〇、四〇年代の日本や歐米列強の軍事行動が侵略であつたか否かは、もちろん、この国連の決議が適用される遙か以前の時代の事件である。東京裁判での侵略の判定はいわば事後法によるものであつて、それより過去の事件には適用されるべきではない。過去には、侵略を定義する条約は存在しなかつた。かつてのパリ条約は、侵略の定義を与えるという意味では、有效地に機能しないものだつた。

ただし、法的には概ねこの通りであるとしても、常識からして、一九三〇—四〇年代での日本の行為——特に中国、東アジア大陸上での行為——が、道義に合致する正当な行為であつたか、そうでなかつたかは、

ある程度までなら判断できるのではないか。判断が過去において全くできなかつたのだとなると、やはり国際関係ではジャングルの無法が支配したということになる。私は道義に悖るものと考える。

悲しきかな、人類という動物たちよ。

ともかく、東京裁判への批判は、法的には「もつともな反論」であるけれども、現実における力づくの国際関係では、そういう言い分が通用するかどうか。

われわれは、正義の法と事実関係——力の関係——とを取り違えてはならない。東京裁判の後になつてマッカーサー元帥がどう弁解しようと、侵略の判断は後年の元帥の発言と関係なしに下された。彼の発言は、裁判にとつて、敗戦側にとつて、死刑に処せられた人々にとつて、「後の祭り」なのである。それは、「後知恵」でさえなかつた。そんな発言を後になつて行い、またそれを引用しても無効である。マッカーサーの発言は、東京裁判の前に、証言としてなされるべきであったのである。

(三) 国際論争では、勝てば官軍か

そもそも、パリ不戦条約に基づけば、「戦争当時は侵略かそうでないかを判断するのは各国自身である」ということなので、せめて戦争当事者同士が、勝ち負けが決まつた直後に「論争する」ほかなかつた。

このように、熱い戦争が終わつてすぐに「判断の論争」になるはずだつたが、しかし、事実問題として考えれば、武力を背景とする連合国側に対して、負けた側の日本は素手であり丸裸であつたから、論争は行

われる筈もなく、もし行われたにしても日本は連合国側に抵抗できなかつた。だから、どうしても有無を言わせず、「日本側のみが侵略戦争を行つたのだ」ということにされてしまふほかなかつた。

われわれは、占領当局による言論統制下に許された情報のみで育てられてきたが、もうその統制を外れて、自由に事実を見るべき時である。これは、対中というより、対英米の側面から取り上げるものであるが、ともかく次の体験記を参照されたい。

また、占領下の日本では厳格な検閲制度が敷かれ、アメリカの占領政策に不利な言論は悉く封殺されていました。ここに紹介する、対日戦争に対するアメリカ人自身の痛烈な反省の書であるヘレン・ミアズの『アメリカの反省』も、占領下日本での翻訳出版はGHQがこれを許さず、日本人が本書を手にしたのは占領解除後のことでした。

ミアズは、満州事変以前の日本の軍事行動について、「民主的西欧諸国が造つたとほりの国際法によつて是認されたものである」と述べ、また満州事変そのものについても、単純な日本の侵略行為とはいえない、「それについては全西欧列強が責任を分担せねばならない」と論じているのです。

（西欧列強が国際関係第一課として日本に教へたことを、そして必要とあれば、彼等が現在でもなお行つてゐることを、今、日本が実行したからといって、これを咎め立てするのは卑怯だつた。僅か

二、三年以前には、他の西欧列強、就中、イギリスは、中国とその途中に、一二万の軍を駐屯させてゐたのだ。他の西欧列強は中国に対して、軍隊や砲艦を行使できるのに、何故日本が行使してはいけないのでか、おそらく日本人は了解に苦しむことだらう。』

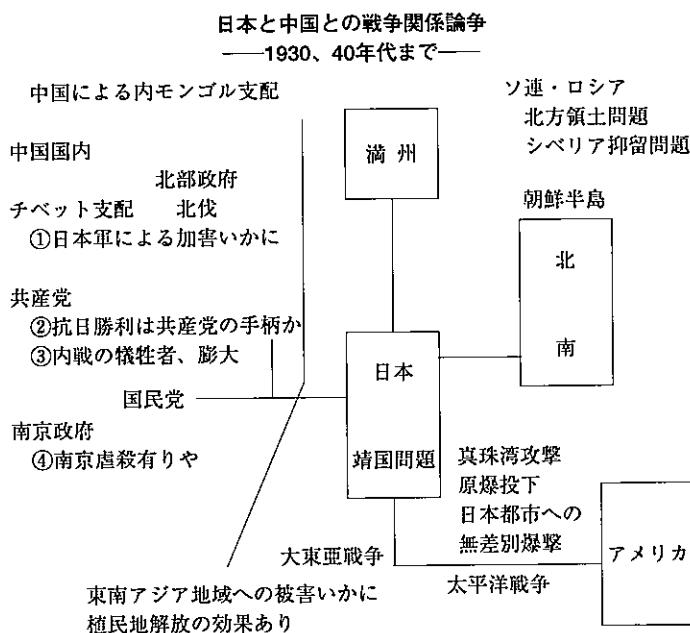
そして当のアメリカ政府自身も、一九二七年までに、「中国の『山賊兵』の乱暴から、アメリカ市民と資産を守るためにといふ、日本の言分と全く同様な理由により、中国に武力を発動」していたではないか、とミアズはいうのです。

（名越二荒之助編『世界から見た大東亜戦争』展軸社、三七四・七五ページ、ルビ追加。）

もちろん、歴史上の出来事に対して、当時の人類の価値尺度から善悪の批判を加え、連合国側の不当な行為を「科学的」に指摘することは、われわれ後生の者の義務である。

そうすることは、ひとえに日本のためというより、将来の人類世界における平和実現の目的のため、誤りなき世界秩序作りへの準備として、有益なのである。過去のことについて、この意味での探求、論争、対話は、必要な後知恵なのであって、逃げてはならない。

何度も繰り返すが、日本、中国、朝鮮半島、北方領土問題、竹島問題を含めた東アジアの課題について、われわれは科学的探求と対話を避けて通つてはならないのである。このことは、われわれがよい歴史を創造していくための前提である。



(1) 東京裁判の正当性問題

- 戦犯に2種類：負けたから戦争責任があるのか
 - ：戦勝国には、戦争責任と戦争犯罪はないのか
- ①既存国際法によるもの（BC級戦犯のほとんど）
- ②「事後立法」によるもの：A級戦犯はこれによる（正当ではない罪か）

(2) 対日歴史解釈の問題

- ①日本による朝鮮半島併合の正当性
- ②（日本による）満州事変の正当性
- ③満州建国の正当性：日本による侵略か、傀儡（かいらい）政権か
- ④中国側からの日本人居留民への襲撃：自衛の正当性は、中国側の戦争責任は

(3) 太平洋戦争の側面はどう考えるか、対米英仏にも未解決問題多い

ともかく、東京裁判の正当性については、それが事後法に基づいて行われたという以前に、各国同士の間の論争は、武力を背景とするものであつたがゆえに、日本側が侵略判断をめぐる論争に負けるどころか、論争すら提起できないのであつた。したがつて、一方的に処罰される、ということであつたのである。

かりに事後法をさえも作らず、即座に処罰されたとしても、日本は抵抗のしようがなかつた。当時、負けた側がそれを不当であるとして告発しても、敵側は誰も聞き入れてはくれなかつたろう。

急いで臨時立法を行い、裁判の形式を整えたのは、連合国側がせめても法治主義の手続きを取り繕つたといえよう。

かの日本の戦国時代には、「戦」の一方の当事者が、自ら負けた戦争において、後に相手を「不当な侵略者であつた」と難詰しても、敗軍の将は京の「鴨の河原」で首を切られるだけであつた。

負けた者は、じたばたしても證なきこと。泰然自若として、潔く、神が歴史の審判を下されるのを待つかない。敗戦後の日本では、昭和天皇はじめ国民が、概ねその通りに行動したのであつたのかも知れない。

人生、勝ち際も肝腎であるが、負け際も大切である。

追記（二〇〇五年五月二十六日）

ちなみに、東京裁判、正式には極東国際軍事裁判については、筆者は、残念ながら、今までのところ、研究不足であり、結論めいたことを主張する用意がない。それゆえ、かの軍事裁判で戦争犯罪を問われ、処罰されたA級戦犯の諸氏はじめ、より下級の戦犯諸氏への処罰が、正当であつたかいなかの論争には、このノ人生、勝ち際も肝腎であるが、負け際も大切である。

一トでは責任をもつて参加することはできない。且下、資料を整えつつある。しばらく時を与えていただきたい。

ただし、以下の点だけは、予備的な問い合わせ——解答ではない——として、今申し上げておきたい。

①各国間の国際的な戦争の責任を問うということは、負けた国（無条件降伏かいなかは問わず）の側についてのみ、追求されるべきことなのか。それとも勝者側にも問われるべきなのか。

②以下の意見にはどう答えるべきか。つまり、一九四〇年代後半の日本は、占領されて何も言えない状態であつたが、そのとき締結された講和条約——全面講和ではなかつた——には、日本は極東軍事裁判の諸判決もそのまま受け入れるという条文が含まれる。相当の年月が経過した今頃（二〇〇〇年代）になつて、あの裁判が不当であつたと言つてみたところで、もう歴史は戻つて来ない。

③いや、そうではない。裁判そのものが不当なものであつたならば、その不当性を明し、指摘することで、その不当な裁判を前提にするその後の諸外国の不当な対日行動を反批判し、現在の日本の国益を守ることに役立つ。このような意見もある。

犯として処罰された人々の魂も合祀されていることさえ、意図的な外國からは、新たな参拝問題として、批判されることになるかもしれない。

むろん、それらの批判には、応じる必要はない、という態度もあるだろう。その態度を取るなら、その波及結果には、こちらとして、それなりの戦略的覚悟が要るだろう。

⑤戦争責任の問題は、「歴史問題」として、こうした靖国問題に止まらず、いくらでも提起され、日本の謝罪と、譲歩とを求められる事態となろう。われわれ日本国民は、根本的に、どうすればよいのか。国民として、確固たる指針と行動が必要であろう。安易な棚上げ論者も現れるが、過去からの宿題に背を向けて逃げてはならない。

安逸にふけり、「論争に弱い日本国民」に対し、しつこく、断固として論争を挑み、教育訓練の役を演じてくれている隣邦諸国の労を多としたいと思う。

肝腎なことは、日本が、将来二度とぶざまな敗け姿となることなきよう、愚を繰り返さぬことだ。知恵を学び、正義を守り、普段から文武の力を磨き、国際戦略を練ることだ。

後に検討するが、かのマッカーサー改革についても同様であり、いつまでもそのトラウマの捕囚であり続けることなく、撤回または補正すべきものは、われわれ日本国民自身で速やかにそうすることである。然るに、われわれの憲法改正に関する態度は、優柔不断で、全く迅速さに欠ける。いまこそ、歴史の時を逸してはなるまい。

これが内外の戦場に散つた英靈や犠牲者の御靈にお心えする道ではないか。

さて、極端な歴史相対主義に立つと、どうなるか。歴史の各段階にはそれぞれ独自の価値観、正義観、道徳観、幸福観が存在しているのであって、後代から振り返って過去を批判することはできない、ということになる。なるほど、これはある程度までなら、一応頷くことができるであろう。

相対主義いうものは、突き詰めれば、人類社会とその歴史に、一貫した共通の尺度とか価値基準といつたものは存在しない、また存在しなくてよいのだ、という立場である。

極端にいえば、一人ひとりの判断がバラバラであってもよい、という考え方である。異なる文化や国家の間でも、時代ごとに、共通の考え方は存在しないし、必要でもないと主張する。これを「ミーアズム」（自分勝手主義）というのであつた。しかし、それではルールが異なるから、違う社会の者同士では、物の売り買いさえもできないし、国際間の共同行動も取りにくくなる。

この相対主義を歴史の流れに当てはめると、昔の基準は今の基準と同じではないし、同じである必要もない、ということになる。昔は昔、今は今となり、昔の人の行動から何か今に通じることを学ぶという可能性もあり得ないことになる。先人の教訓を伝える歴史教育も成り立たないことになる。

歴史とは、「昔、ただこんな事実がありました」ということを知るだけのものになってしまふ。過去の歴史からは、現代に当てはまる教訓など引き出せないので、ということになる。もちろん、祖国の歴史に誇り

を持つ、ということも成り立たないことになる。

次のような見方^{みかた}がある。現代における日本の歴史教科書についての論争の中で浮上^{うきよ}してきたものである。

①歴史を学ぶのは、過去の事実について、過去の人がどう考えていたかを学ぶことなのである。

②歴史を学ぶのは、過去の事実を知ることでは必ずしもない……。

③歴史に善悪を当てはめ、現在の道徳で裁く裁判の場にする」ともやめよう。

これは、「新しい歴史教科書」における主張である。(扶桑社、二〇〇一年六月十日刊行の市販本、六一七ページ。また、二浦朱門「歴史・公民」全教科書を検証する』小学館文庫、も参照 ルビ追加。)

この新しい歴史教科書の提唱は、過剰なイデオロギーに染まりやすい各国民の現状に対しても、誠実な批判であり警鐘^{けいしょう}であり、反省から出た方針であって、その限りでは、時宜を得た正當な主張であるといえよう。

日本では、そして世界にも、特に、マルクス主義および個人自由主義といつたあまりにも幻想的なイデオロギーに取り憑かれて、過去の歴史を「断罪」する階級闘争史観があり、進歩史観がある。堕落史観や救済史観もある。他にも生態史観、自由主義史観、何々史観というものも流行している。

ただし、要注意の面がある。過去の歴史の出来事に対して安易に善悪の尺度を当てはめてはならぬからといつて、もしわれわれが完全な歴史相対主義にまで後退してしまったらば、事は大変。歴史から何かを学ぶ

には、ある程度、過去と現在とをつないで比較できるような、「時代を超えた共通の価値尺度」が存在しなくてはならない。

例えば、古代に水田が開発され生産高^{せいさんこう}がどのように上昇したか、その理由はどこにあつたか、あるいは人々の土地所有観、租税観^{そぞくかん}、仕事観、福祉観^{ふくしがん}、幸福観^{こうきょくかん}はどのように変化したかなど、時代毎の比較はどうしても行わねばなるまい。そのためには、ある限度まで異なる時代にも通用する共通の「物差」が必要である。現にわれわれは、例えば時代毎に今と昔の経済の発展を比較するときには、何らかの共通の物差を使っている。

だから、歴史に学ぶためには、どうしても何らかの価値の尺度、しかも共通の尺度を基準にしなくてはならない——個人の学習だけでなく、教育現場での教科書の選択においても同様であつて、価値の尺度なしには何も進まない。

そういう共通価値の選択は、過去の先人たちが、歴史編纂^{へんもん}や歴史記述^{きじゆ}の名の下に、実際に採用して来た態度であつて、そのときの態度を「歴史観」というわけである。考えてみると、完全に歴史観抜きの歴史といふものはあり得ない。(西尾幹一「歴史を裁く愚かさ」P.H.P文庫。歴史は裁くものか否かというより、教訓を引き出すために、「反省されるべきもの」である、とのノートの筆者、永安は考える。)

そして、そういう「尺度の交換^{かわかん}」の歩みもまた、過去の歴史事実の一部なのである。過去の人々が、過去

の思想家、歴史家、大衆が、どう考えて来たかを問うのである。いわば「歴史観の対立と興亡の歴史」もまた、心実として歴史の一局面なのである。この対立と興亡は、たえず現れる。そこから何かを学ぶには、余りに厳格・精確でなく、ゆるい尺度としてだが、やはり歴史の各段階を越える価値の尺度がなければならないだろう。

(四) 忠臣蔵と武士道の意味——法と、法を超えるものと——

ここで、国内の歴史に話題を転じ、赤穂義士の討ち入りをとりあげて、価値基準の相対、絶対の問題を考えてみよう。それは、当時として、そしてまた今の基準から考えて、どのように判断されたのであろうか。まず、一貫した尺度があるのであろうか。絶対主義では極端に走り、歴史のすべての段階に一貫する教訓や尺度があると考える。

絶対主義は言う。大石藏之助良雄（一六五九—一七〇三）が率いた義士たちは吉良上野介義央（一六四一—一七〇二）の屋敷に討ち入りし、上野介の首をあげ、仇討ちの本懐を遂げた。

あれは君主の無念を晴らしたので、「忠義」という永遠不变の価値尺度に適合する行動であったのだ、と。

これを法律論として考えると、あの仇討ち——敵討ち——は、幕府の不公平な裁きへの、大石藏之助たち

の精一杯の反抗であった、との見方もある。幕府は浅野内匠頭長矩（一六六七—一七〇一）だけを切腹させ、吉良側にはほとんどお咎め無しであった。

討ち入りそのものは、江戸時代の幕府の法令に照らせば明かに違法であり、現代の法からいえば「テロ」の一種であり、殺人である。

ただ、当時、道徳論としては、必ずしも悪ではない、ということであったのだろう。

この赤穂義士討ち入り問題を、少しページを割いて掘り下げて纏めておこう。これは、武家法と武士道精神との絡み合いの問題である。事の経過と論点は次の通り。（国史大辞典編纂委員会『国史大辞典』吉川弘文館、昭和五十八年、一一ページ以下、及び五四八ページ以下。）

①時は元禄十四年（一七〇一）、赤穂城主、浅野内匠頭長矩が江戸城は松の廊下で、吉良上野介義央に切りつけるという刃傷沙汰に及び、直ちに報告を受けて怒った将軍・徳川綱吉の即刻専斷の指示により、内匠頭長矩は即日切腹、やがてお家断絶の処置となり、一方、吉良上野介には何らのお咎め無し、という結果となつた。

この処置には幕閣たちのなかにも異論があつたようだが、將軍綱吉の裁断であるということで、そのまま実行された。（松島栄一『忠臣蔵』岩波新書、一五ページによる。）

③義士たちが討ち入り当日に発表した「浅野内匠頭家来口上書」の後半には、彼らの意図がどこにあつたかが、公式に言明されている。この口上書は、事成就の暁、幕府に届け出られた。

理由のいかんにかかわらず、殿中にての刃傷は——この場合は暗殺やいわゆるテロではないが——すべて厳禁であり、「法令に対する違反」であつて、浅野は、それゆえ犯罪者として処罰されたわけである。しかし、鎌倉時代の「御成敗式目」以来の、「喧嘩両成敗」たるべしという武家社会の長い伝統道徳からすれば、幕府の処断は一方に偏った处置であったことは否めないようだ。吉良の罪は無しとしたからである。ここには、正式の裁判手続きが機能しない徳川封建社会の欠陥が、はしなくも露呈したといえよう。

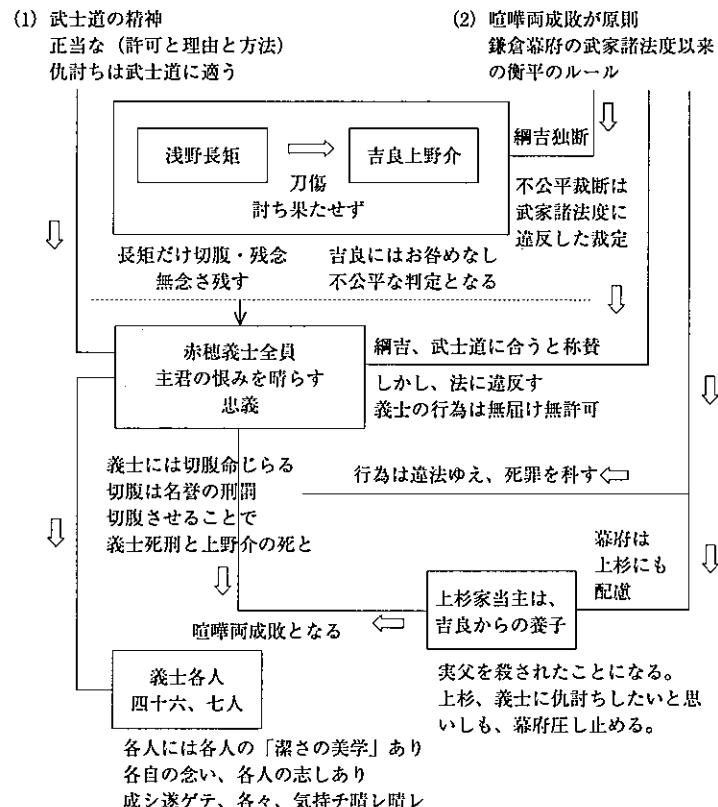
②次に、君主の切腹という痛恨事を受けて赤穂義士四十七人（四十六人との説もある）が決行した討ち入りは、元禄十五年十二月十四日夜から十五日朝にかけてであり、大石藏之助らは見事、吉良上野介の首を挙げて念願を果たした。首は芝高輪の泉岳寺に眠る内匠頭の靈前に捧げられた。

浅野の辞世は次のようであつた。

風きそふ花よりもなほ我はまた
春の名残を如何にとかせん

忠臣蔵事件の意味連関

——潔く忠に義に命懸け心も身をも天晴なり——



(注) 討ち入りの理由は、義士が本懐を遂げたあと、幕府に提出した口上書には、「家臣として君主の無念さを晴らす」とのみ表明。長矩への幕府の不公平な裁定を正すなど(裏の大義)とは、一切言及されず。義士各人は、主君の無念さを晴らすという「表向きの公式の大義」のほか、「各人なりの念い」(私義)も込めて行動したに違いない。大義と私義が合流。

幕府における將軍と重臣たちの公式採決を支えた理論は、荻生徂徠らの論説であったといわれる。そこで、この点にいま一段と考察を加えていこう。「」は徂徠自身の言、解釈は筆者なりのものである。（ゴチ永安）

①君臣間の忠義と国法との関係 【義は己】を潔くするの道にして、法は天下の規範なり】

解釈 忠義というものは、武士が敵を討つて自己側の——主君の——心の怨みを晴らす（潔くする）道であり、他方、法とは、各自のその忠義を実行するときでも、また裁判するものが裁判するに当たつても、誰もが公平に従うべき国家社会の筋道にほかならない。法の精神は公平性にある。

②禮と義の関係

【禮を以て心を制し義を以て事を制す】

解釈 精神は國家社会の公の標準である禮（精神的な価値秩序）に合わせ、私的な範囲の心事・物事・行為は忠義となるよう実行する。

義士たちは、主君浅野内匠頭の辞世の句からして、主君の心を、「吉良を討ち損じた、無念である」と理解する。そして、その主君の意志を継承し、主君の「無念」を晴らすために討ち入りという義挙に出る、と宣言するのである。

④義士たちは、時をおき、幕府評定所の慎重な議を経て、全員切腹と決まり、子孫も一時期、遠島や出家など、厳しい処断を受けたが、のち恩赦により解除された。

切腹は打ち首などと異なり、義士たちの行為が武士道の亀鑑（かがみ）として幕府によって高く評価されたことを意味するものであつた。むろん、義士たちの行為については、当時の世間には、武士道の観点から高く評価する派と、全く評価しない派との、対立する二派があつた。

結局、幕府側では法律論と武士道論・道徳論とから評価する荻生徂徠らの意見が通つた。「四十六人の者たちの意図は主君の恥を雪ぐため」であり、討ち入りの志士たちには、武士として名誉の切腹が至当であることを意味するものであつた。むろん、義士たちの行為については、当時の世間には、武士道の観点から高く評価する派と、全く評価しない派との、対立する二派があつた。

……右喧嘩の節ご同席におん押し留めのお方これあり 上野介殿討ち留め申さず内匠末期残念の心底 家来ども忍びがたき仕合わせにござ候…… 君父の譽共に天を戴くべからざるの儀黙止がたく 今日上野介殿おん宅へ推参仕り候 偏に亡主の意趣を継ぐ志までにござ候（下略）
(坂本勝・発行責任者『赤穂義士事典』赤穂義士事典刊行会、昭和四十七年、六〇六ページ、ルビ追加。)

- ③仇討ちは忠義的——しかし私的な——行為
「今四十六士其の主の為に讐を報するは、是侍たる者の恥を知るなり、己を潔くするの道にして、其のことは義なりと雖も、その党に限る事なれば、畢竟は私の論なり」
- 解釈 四十六人の者は、自分たちの主君のために讐を討ち恨みを晴らした。それは侍としては道を踏み忠義にかなうことであるが、所詮それは自分たちの集団（党）の内部の忠義であり、私的な恨みを晴らすという行為であつて、公の利害にかかる事柄ではない。
- ④違法行為ゆえの处罚と仇討ちの関係
「其のゆへんのものは、元是長矩殿中を不憚其罪に処せられしを、又候吉良氏を以て為仇、公義の免許もなきに騒動を企てる事、法に於いて許さざる所也」
- 解釈 もともと長矩が殿中で刃傷に及んだこと自体が法によつて許されない行為であつたのである。四十六人は幕府の許しもなく徒党を組んで仇討ちのため、討ち入りの騒動を企てたが、それも公の許しが無いものであつたから仇討ちだとして公認のそれではなく、私的なものであり、法に違反する行為である。
- ⑤双方への公平なる禮の適用
「今四十六士の罪を決せしめ、侍の禮を以て切腹に処せられるものならば、上杉家の願も空しからずして……」
- 解釈 今般、一方の当事者である吉良上野介が討ち果たされ、四十六人の者がこうした罪を裁断され死罪に処せられた。双方が共に死を得たことで、吉良の縁者・上杉家——義央の子が養子に入り大名となつた——の「喧嘩両成敗たるべし」とのもつともな願いも、かなえられるであろう。
- ⑥双方の忠義の行為を公平に承認すること
「彼らが忠義を軽んぜざるの道理、最も公論と云ふべし」
- 解釈 浅野家と上杉家と双方の者たちの忠義を軽視せずに、私的行為としてであれ、武士道として相當に高く認めたのは、双方の義に対する最も公平なる配慮であつて、武士道を高い価値とする公の法に沿つた裁断である。
- ⑦私的な忠義と公平な法の関係
「若私論を以て公論を害せば、此以後天下の法は立つべからず」
- 解釈 もしも、一方の仲間内での忠義のみを立て、他方の忠義を認めず、公平なる配慮を欠くなれば、國家社会の公平な法は成り立たないが、浅野方にも、上杉方にも、共に等しく両成敗になつたのである。

（赤穂義人纂書 赤穂義士資料大成 三）日本シェル出版、一九七六年、一五〇ページ）

これは、突発事件に直面して真に苦しい考慮を迫られ急いで出された解釈のようであるが、さすがは見事な採決であるといえる。

仇討ちは私的な主従縁者同士の私的な範囲のものであるとはいって、公認のものならば武士道の正当な行為として称えられるというのが、江戸時代当時の一般的な価値基準であつた。

だから徂徠もそれなりに、浅野側四十七人の仇討ちを武士の道に適うものとして承認する。幕府は、そもそも先年の浅野長矩処断の時に、將軍が喧嘩両成敗の原則を踏み外し、吉良家に何のお咎めなしとしてしまつたので、その不足を挽回するべく、浪士討ち入りのときこそは間違いない採決を行おうとしたのである。

結局、武士道という道徳の核心を忠義に置き、私的な範囲のものでも仇討ちをそれに含め、忠義と忠義とが対立するときには、「法の下の平等原則」を適用する。公認されるかぎり、「仇討ちという方法」、つまり当事者双方の間の「私的な方法」で決着をつけさせる。これは「自力救済」つまり公の権力を借りない民間同士の実力による決着の原則を、双方に公平に認める、という幕府の意志表示である。

赤穂義士の行動についてどのように評価するかは、当時もさまざまに意見が分かれた。この江戸城内における浅野内匠頭長矩の対吉良刃傷事件と、それに続く家臣義士団による仇討ち事件とは、戦国時代以来、何が武士道たるべきか、江戸幕府の下でなお統一見解として定まっておらず、「道徳のゆらぎ」が社会の無意識の層に潜んでいるという事態を、露呈せしめたものである。

そこでむしろ、事件処理を通じて武士道の何たるかを幕府の統一見解とすべく、幕府はこの機会を活用したともいえるのである。(松島、一二〇ページ以下)

筆者が推うに、大石らの仇討ち準備を見逃し——幕府が中止させようと妨害する気ならば、いくらでも妨害できた筈であったのに——討ち入りを成功させたのは、幕府の暗黙の配慮があつたのではないか。そのように見ざるを得ない。

幕府は、浅野切腹の裁断において、気短な將軍綱吉が手続き抜きで不公平な採決を下してしまつたことを世論から批判された。そこで、浅野家の家臣の討ち入りを首尾よく成功させて、一方で大衆の憂さを晴らさせ、他方で武士道の解釈に公式見解を確立して法的公平を図り、かつ道徳的的理想をも育てようとしたのではなかつたか。

世論は、幕府による浅野事件の処理法が、「喧嘩両成敗」という武家社会の伝統的な紛争解決手続きを将军綱吉自らが破つたことを、演劇などにより暗に批判し、幕府にその事を反省せしめた。

このことから、その後の幕府の司法行政は、世論を考慮し、多少とも正当で公正な手続きを定着させ、それが恣意的、専制的な政治の限度内においてではあるが、法治国家たるの要素を増して行く結果となつた。

仇討ちとは、近親とか主（君）を討たれた縁者や家来が、私刑として実行する復讐であり、歴史上、世

しかし、やがてその武士道も不十分なものとなる時代が訪れた。幕末の危機がそれである。倒幕を主張し、武家の支配を否定しようとする国学の台頭はそれを物語るのであつた。国学と武士道とは、本質的に矛盾するものであつた。武士道は、より大いなる倫理道德へと包み込まれなくてはならなかつた。それが明治の国民道德となつた。

歴史の行程では、価値の普遍性とは完璧なものではなく、価値絶対主義はそれほど強固なものではない。普遍的価値は、折々の事件を経験することを通じて、徐々に作られて来るものであろう。

り、特に人が何にいのちを懸けるか、という大衆の正義観と忠誠心の在りかを、見逃してはならない。天下は「天下の天下」であつて、私人の天下ではあり得ない。

平安時代までの公家道徳に代わつて、鎌倉時代以来、新たに生じつつあつた日本の武士道は、要は戦闘術で、未だ異なる見解を含んだ未成熟、未統一のものであつた。

江戸時代とは、日本としての価値の標準たる武士道を固めた時代であり、鎖国で外来思想の流入を抑制して価値の混乱を回避しようとしたのであつて、国内統制と教育によつて、それが可能となつた。江戸の武士道はその精華であつた。

どんな社会でも、またいつの時代でも、世論というものに顕現してくる善と正義の標準を、政治の要衝に当たる権力者は無視することはできない。

現代に当てはめれば、藩の經營と同じく重要なのは会社の經營だが、經營者は従業員と世間の人々の心中に根付いている標準的な正義観念をないがしろにして、勝手な行動を取ることはできない。政治家も同じであ

り、現代でも赤穂義士物語が映画とかテレビで人気を博するのは、なぜだろうか。
まさか、現代の倫理道德にそのまま合致するからではないであろう。日本人の真理は、江戸時代並みで、時代遅れなのだろうか。そうではないようだ。

今日でも、肉親を殺された人が憎さの余り、「犯人を自分の手で殺してやりたい」（目には目を、歯には歯を）と、敵討ちの心情を表明することもあるから、「敵討ちは時代を超えて生き続けている復讐の心情倫理であり道徳である」とも解釈できよう。

現代人はまた、敵を討つことのほかにも、純粹に自分の命を懸けて恩義に殉じ復讐を行うというところに感動し、それゆえに義士たちの行動を称えるのではないだろうか。この点、のちの章で明治天皇に殉死した乃木希典元帥のことを考えてみよう。

界各国で行われたが、日本では江戸時代に激増した。しかし、一般に近代国家では法的に禁止されるものとなる。それは、縁者や家来に代わり、國家が公的な権力として、国法に基づいて处罚するようになったからである。日本では、仇討ちは明治六年（一八七三）太政官布告により、禁止されるところとなつた。

(五) 國際テロを考える価値基準とは

再び世界に目を展じよう。先にも述べたように、二〇〇一年九月十一日（九・一一）、ニューヨークの世界貿易センタービルでのテロ以来、テロについての議論がやかましくなったが、これは大変良い傾向である。

テロとは、テロリズムの略称であり、恐怖（terror）を巻き起こす行為のことである。革命や維新のクーデター、昔であれば戦国時代の下剋上や領国争いなどには、テロは付き物である。

テロとは「政治目的を遂げるために暴力的方法を使う行為」に含まれるものであり、殺人と、物の破壊、擾乱が行われる。殺人であっても、他の目的で行う普通の殺人とは違う。

しかし、動機目的のいかんにかかわらず、時の権力からすると違法であるとされるものである。

近代国家では、国民自身が自分で自分の身を守る、自衛のための武器の所持とそれを用いての報復や復讐——「自力救済」というもの——は禁じられる。それは、刑法に基づく裁判と「処罰」として、国家権力のみが独占的に行うことになつてているのである。今日では、自衛のための銃所持は、ただ特定の国でのみ国民各自に認められる。

人によつては、「やられたらやり返せ」という報復論をすすめるような無茶な子育て論もある。それは、お遊びの範囲でだけなら許せる発言であるが、ナイフなど武器を持つて報復しては絶対にいけない。これが

現代の法治國家の通念なのである。

豊臣秀吉による刀狩りは、十六世紀のことであつたが、国民の間の武力による私的な報復を禁ずるという効果をもたらし、日本における平和な近代国家への土台作りとなつたのである。

刀狩りに関する「秀吉捷書」、小早川家文書、天正十六年（一五八八）七月八日付には、次のように見えていた。

諸国百姓、刀・脇差・弓・やり・てつぼう・其外武具のたぐひ所持候事、堅御停止候（下略）
（下中彌三郎編『日本史料集成』平凡社、昭和三一年、二八五ページ、ルビ追加。）

時は戦国時代のことで騒乱絶えず、百姓たちが武器を蓄えて一揆を企てた。前年の天正十五年には肥後国で大一揆があり、それも影響してか、そういう反抗を禁止するという狙いがこの捷書にはあつた。もちろん、武士階級は武器の所持を禁じられてはいなかから、不完全な处置ではあつた。

ともかく、日本はアメリカより何世紀も早く、近代国家の準備を開始したことになる。アメリカは、今に到るも国民各自の銃（火薬）による自力救済を憲法で認めているものだから、銃による殺傷事件が国民自身を大いに苦しめている。銃による正当防衛を認めるアメリカ憲法には、時代遅れの憲法との批判がある。

歴史に見るテロと戦争の関係	
合法	
合法的戦争 国家による	言論 説得・交渉
合法的正当防衛 個人と団体による	示威行動（デモ） ミニコミ、マスコミの言論活動
暴力 (武力)	非暴力 (言論) (行動)
非合法テロ (殺傷・破壊)	非合法洗脳 (薬物使用を含む)
サイバー・テロ (暴力的破壊)	サイバー・テロ (ハッキングや情報漏洩)
非合法戦争	非合法言論活動
非法	

- (注) (1) テロは、「政治目的」を実現するための、非合法な暴力（武力）的行為であり、単なる殺傷・破壊ではない。
- (2) 戦争は、主に国家・国軍による、時に民族や部族など団体・集団による、紛争であり、暴力的手段を使用する。もちろん非暴力的手段も動員される。
- (3) 非暴力的手段には、デマを含む言論、示威、行動、情報システムの物的破壊及び情報の錯乱（サイバー・テロ）がある。
- (4) 合法か非合法か（合法性）については、国際的レベルと国内レベルのものがあり、国際紛争と国際テロでは、国際レベルでの合法性が判断基準となねばならない。国連では、安保理の決議により、テロはおむね非合法（違法）であり犯罪とされる。

アメリカと日本は国連加盟国であり、かつ日米安保条約による同盟国同士だから、アメリカの行動に対し、こういうアメリカ批判をしてはならない、という意見もあるようである。しかし、そういう人たちとは、まことに独立心のない人であろう。一体、アメリカは盟友だから何をやつても日本は認める、同盟国は唯々諾々とそれについて行くべし、というのか。一体、日本

イラク攻撃の場合にも現れた。

イラクの場合、国連検査官をもう少し長く徹底していれば、一般人の犠牲を避けることが出来たと思われる。

アフガニスタンの地において、「新しい戦争」という考え方立って強行されたアメリカ等による空爆は、一般の無垢の人々を多数巻き込んだ。炎も荒らし、山も焼いた。果してそれは正当化されるものか、どうか。国連安保理の決議は、それを認めたというが、今日の人類社会にとっての難問である。

学界で二〇〇五年五月にベトナムを訪れた友人によると、米軍の枯葉作戦によるらしき身障者が目立つとう。

それは、警官が犯人を逮捕する際に、関係ない者も、そこに居合わせたのが運が悪いのだ、といって殺傷するのと同じではないのか。その殺生は止むを得ない事故なのか。治安行動が生み出す「外部効果」とはつまり）であり公害の一種だ、という人もあるが、そう言つて済ませるものか。この点は、二〇〇三年の

ただし、悲しいことだが、テロには国家の手先や機関が行うものさえある。一九八〇年代まで東西冷戦時代であつて、東側も西側も国家によるテロの例には事欠かなかつた。死海のあるパレスチナの地では、イスラエル（一九四八年建国）という国家の「国軍によるテロ」が、アラブ側のパレスチナ人民によるテロに対抗して——その逆もあり——行われている。

また、関係のない民間人を巻き添えにすることがあるという点でも、テロは現代の戦争と異ならない。

「一般人を巻き添えにするものだけがテロだ」という説があるが、区分を間違えている。（テロと戦争の図参考照）

はアメリカといふ金魚の糞なのか。
アメリカの個人主義、自由主義、国際関係の思想を超える程の、倫理道德の価値基準を、日本は持っていないからではないか。

占領下、吉田茂（一八七八—一九六七）が率いた内閣以来、日本には今なお、どうもアメリカに対する議論に、弱さをさらけ出す御仁が多い。短絡的な反米感情——甘えの表出——が存在する討論を行うことと、証言することと、反米であることとを、混同すべからず。アメリカに注文をつけ忠告することは、直ちに反米なのではない。むしろ、友なればこそ、心を通じ合つて議論を闘わすべきだ。

日本という国のこの面での精神的な脆弱さは、他面、東アジアにおける歴史論争での隣国からの反発の強さ、それへの謝罪の繰り返しと、いう脆弱さと、対応しているようだ。

ただし、議論と決断は迅速に行うべきである。日本の万年野党のように、何でも反対、反対といって、行動を先延ばしするのであつてはならない。日本はその点、非常事態に対処する体系的な哲学と法が整備されていない。事件にひきずられて、のこと、あとからついて行く国、それが日本流のようである。

ともかく、アメリカの「時の政府」が定義する正義だけが、いつも唯一、眞の正義なのではない。

二〇〇一年九月の同時多発テロでは、世界的にも、国連において「テロは犯罪だ」という意味で一応の合意はとりつけられた。しかし、二〇〇三年のイラクでは、国連の安保理事会での十分な審議と決議を経ずして

て、「先制攻撃論」に基づき、アメリカ先導による「自衛行動」として、空爆が行われた。これは、眞の国際合意を合法的に達成する手続きとしては不十分であった。人類はせつかくの好機を逃したことになる。安保理で拒否権をもつ常任理事国は、とくと反省してもらいたい。

人道的に考えて、今後、テロへの「膺懲」（こらしめ）と防止の方法には、一層の改善が必要なのである。同盟国日本として、その改善策をアメリカに対して論じる」とが、なにゆえ悪いというのか。より良い道を話し合わない同盟関係とは、おかしなものである。

この点の良否をきつちりと吟味することをしないで、他方、住民を巻き込んだ東京空襲（一九四四年五月）だけを「非人道的」と批判する人もいる。それでは、理屈が一貫しないのではないか。どちらも非人道的なのではないか。

いや、それとこれとは違うという考え方もある。ならばそれは、強くて長いものには巻かれ、猫の目のようになにどうにでも揺れ動く、勝手な歴史相対主義ではないのか。いや、その実、アメリカ絶対主義なのではないか。

たしかに、アフガニスタンでは、爆撃は物理的には「成功」した。だから、一切それでよい、というのか。アメリカは、広島と長崎を原爆で破壊し、成功した。日本は降伏した。だから、一切それでおしまい、というのか。

テロ犯人と目される——まだ裁判によつて犯人と確定されていない——人々を逮捕するのに、他にもつと

的確な方法はないものか。今後に備えて、人類はこの問い合わせてはなるまい。

九・一一では、悪くすると、三つの歴史絶対主義、つまりユダヤ教、キリスト教、イスラム教という二つの宗教絶対主義がぶつかり合う可能性があつたが、それは当面どうにか避けることができた。

こういう問題は、過去というより、まさしく「今ここに歴史を創りつつある」われわれ自身の課題である。私自身も歯切れは良くないが、忘れてしまわずに、しぶとく考え続けたい。

テロを巡る見解において、もう一つの対立は、暴力と非暴力の対立である。アメリカによる空爆も暴力の一つであるが、問わるべきは、どんな性質の暴力か、正当な暴力かどうかである。暴力がすべていけないとはいえない。

何が正当な暴力かについては、九・一一テロ後に、「国家主権による正当防衛」を絶対の基準とする点で、不十分ながら合意された。ただその正当さの背景には、「人道に対する罪」という第二次世界大戦の直後にできた基準が働いているといえるであろう。テロは人道に反するものだ、ゆえに武力を使ってテログループを攻撃し自己を防衛してよい、と。ドイツと日本を裁くために新しく事後哲学として導入された考え方であつたが、今回はそれが蘇ったといえる。

この「人道に合致する」という基準は、今日のグローバル時代に出来つつある人類共有の「中心価値」である。

地球全体にわたって人類のいのちが相互作用するこの時代、共有の中心価値なしには人類は平和に生きて

行くことができないのである。

ただし、それぞれのテロについて、悪か違法かは一概には決められない。民族独立に命を懸けている集団がテロに訴えることもあるし、外國軍隊の不法な侵入に抵抗するテロもあるだろう。これらはゲリラと呼ばれ、パルチザンともいわれるものである。独立を果した東ティモールの場合のように、こうしたテロには、国際世論も認める一定の正当性が存在する。……

一七七六年、アメリカ独立宣言の一部にはこう語る。

人類の発展過程に、一国民が、従来、他国民の下に存した統合的政治的総帯を断ち、自然の法と神の自然の法とにより賦与される自立平等の地位を、世界の諸強国の間に占めることが必要となる場合に、その国民が分立を餘儀なくさせられた理由を声明することは、人類一般の意見に対しても抱く当然の結果である。……

永く存続した政府は、軽微かつ一時的原因によって、変革されるべきでないことは、実に慎重な考慮の命ずるところである。……

しかし、連續せる暴虐と簞奪の事実が、明らかに一貫した目的の下に、人民を絶対的暴政下に圧倒せんとする企図を表示するにいたるとき、そのような政府を廃棄し、自らの将来の保安のために、新たな保障の組織を創設することは、人民の権利であり、また義務である。（下略）

(「一七七六年七月四日、コングレスにおける十三のアメリカ連合諸邦の全員一致の宣言」『人権宣言集』
岩波文庫、一一四～一五ページ、訳文一部修正、ルビ追加。)

このアメリカ合衆国の独立は、イギリスの保護の下に北米大陸に侵入した人々が、十三州に結束し、やがてイギリスの保護を、もはや不要であり、不当な支配と感じるところとなつて、イギリスに反抗して行ったものである。その途中にはテロや小競り合いが起つたことはいうまでもない。
いかなる行為でも、事が成就した暁には、それを正当化する理由づけが必要である。それが一七七六年の独立宣言における、右の言い分であった。

しかし、テロは今日では国際世論によつて、違法あるいは好ましくない手段とされる。テロつまり暴力手段を使う抵抗方法はできるだけ採用しないこと、原則として、争いを解決するのに暴力を使わないことが望ましい、と。

マハトマ・ガンジー（一八六九～一九四八）の唱えた「非暴力主義」がここで意味をもつてくる。これは、単なる無抵抗主義ではない、抵抗はする、しかし抵抗の方法として暴力に訴えない、という立場である。

まず、抵抗する側は、この非暴力主義を、より有効有益なものとして確認したい。だがしかし、われわれ

は、暴力に訴えることがどうしても必要となる場合も認めるべきだろう。

そして他方、テログループへの対応は、憎しみからの報復ではなく、暴力を封じ込めるためのものであつて、その限りでは実力を行使することもやむを得まい。しかしそれは、地球上から暴力主義を排除し無効にするため、やむを得ず使うというものでなければならない。その目的は、一つの国際基準をつくつていくことにある。すなわち、暴力によつて政治的目的を実現するという方法は有効ではない、という基準である。

要するに、人類社会では、国家が主権の発動として行う戦争でも、正当な防衛であるときにだけ許されるべきである。その趣旨でならば空爆なども許されるが、それ以外の趣旨では、あらゆる暴力は厳禁すべきである。

そして、暴力実行を決定する手続きとしては、あくまで国際世論のフィルターとして、国連の安全保障理事会、そして総会での討議と決議を通すことが望ましい。アメリカに限らず、あり得べき特定の軍事大国が、自分だけの判断で「自衛のための正当防衛」として行動すれば、その横暴は世界を破壊するだろう。せつかくの国連を台無しにすることは、人類にとつて得策ではない。

さらに、正当防衛として暴力を行使するにせよ、正当防衛を実行するときの精神が肝腎である。

「こん畜生」

「憎き奴ら」

「正義は我にあり、相手は悪魔だ、悪魔は殺せ」

というような精神で行動すればどうなるか。かりにテロ実行グループを壊滅^{かいめつ}できても、そういう精神で行動した側の人々はもちろん、自国民の心の中にも、マイナスの効果を蓄積^{ちくせき}することになるだろう。PTSDとして、自國社会にも反作用するだろう。

「正義は我にあり、相手は悪魔だ、悪魔は叩き潰^{たたきつぶ}せ」いう恨みと報復の精神を強化すれば、その人々の毎日の生活の中にも、そういう争いの種を播くことになる。家庭でも、学校でも、地域社会でも、争いの空気を醸成^{じょうせい}するだろう。銃による報復の行動を引き起こしたり、「すぐにキレる」ような人間を育てることになるだろう。アメリカを見られよ。

(六) 「自己反省」と慈悲寛大の心を発揮——敵はどこにもいない——

憎しみからの暴力は、他に向いているようでも、はねかえって自国民の心の中に、憎しみの暴力を生み出すような精神を増幅^{ぞうふく}する。

そうした「低次元の正義観念」は、他人はもちろん、自己自身をも苦しめる結果をもたらす。外に向く時の心も、内に向く時の心も、根っこで繋がっているからである。次の教えが存在するゆえんである。

イマヌエル・カントも引いている。

「惡をもつて惡に報いず……自ら復讐^{ふしゅう}するなけれ、ただ神の怒りに任せまつれ」

「主、いい給^{なま}う、『復讐するは我にあり、我これを報^{たが}いん』と」

(これは『聖書』の「テサロニケ」(I) 五・一五、「ローマ人への手紙」一一・一九の教えである。このことの意味づけについては、高峯一愚『カント講義』論創社、一七二一ページを参照、ルビ追加。)

とはいっても、悲しいかな、人類は神ではないから、こうした理想主義を目指しつつも、現実主義に立つて行動せざるを得ない。正当防衛のため、不当な暴力を封じ込^{ふきこ}めることは必要であり、そのためにはえて暴力を用いることも避けて通れない。

だが、そのときの精神が問われるのではないか。
なによりも、自己反省^{じこはんせい}がなければならない。つまり、まず、

「テロの攻撃を受けるというのは、どこか自分側にも不徳^{ふとく}があるのであろう」という自己反省である。

「私の不徳の致すところ」という反省は、憎しみに陥^{おち}ることを避けるための大切な心ではないか。

そのうえで、

「相手も、政治目的を遂げるためであるにせよ、どうか暴力的方法によるテロを行わず、平和的な方法に

シェークスピアが描いた『ベニスの商人』は、商人が契約の正確な履行を求めたが、それは元来、無理な契約であつたから、実行できないもの、ということを教える。物事の扱いにおいて冷たい心で当たり厳格すぎると、人間個人も、人間の間の関係も、かえつていのちを害し、育てることにならない。

といふ五大系統に共通一貫する倫理であり道徳であると、廣池博士は述べている。(順不同)

「ここに慈悲 (benevolence) というものは、漢字としては元来、仏教の言葉であるマイトレーヤー (拔苦) とカルナ (与樂) からなるものであるが、一切のいのちをいつくしみ育て、慈す心と行為である。寛大とは、広いおおらかな心となり、焦らず人事と物事の性質に応じて時間を調節し、人間の成長、成熟を手助けする。われわれ人間は弱い存在であるから、ある程度までなら過ちも許すというゆとりの心が求められるのである。

ソクラテスの正義
イエスのアガペー
天照大神の大和心

釈迦の慈悲

孔子の仁

〔己反省〕 という標語に集約して表している。
これは、

ここで廣池千九郎 (一八六六—一九三八、法学博士) という人物を簡単に紹介しておきたい。廣池博士は歴史の研究から出発し、かの有名な『古事類苑』(日本史最大の歴史事典、吉川弘文館から復刻) の編集に長らく参画し、東京帝国大学教授で法学者の穂積陳重博士の門下として法制史を学んだ。——ちなみに、マルキストで経済学者、京大教授の河上肇博士 (一八七九—一九四六) も同じく穂積門下であった。その後、大隈重信先生に請われてしばらく早稲田大学で法制史を講義し、一時期、真剣に天理教の信仰を実行し、やがて教団から身を引く。病苦を推してさまざまに苦節を乗り越え、昭和の始めに至つて学問的に、一つの「道徳科学」(モラロジー、モラルサイエンス) を樹立する。

廣池博士の道徳科学は、単なる倫理学ではなく、東洋古典における聖人の姿を中心とし、ヤス・ベースやトインビーと同様に、釈迦、孔子、イエス、ソクラテス、それに日本ではその古典記紀に示される天照大神に共通一貫する倫理道徳の原理を取り出して実験し——実地に試すこと——その精神の主軸を「慈悲寛大」自らの道徳精神を確立する。こうすれば、やむを得ず暴力グループを攻撃しても、自分たち内部でのマイナスの副作用をもたらさないで済むだろうし、自分の憎悪が相手の憎悪を生む、という泥沼の道、憎しみと報復の悪循環を、出来る限り避けることができよう。

「過ちては改むるに憚るなかれ」
われわれは、慈悲と寛大と自己反省の精神を根底に置くのである。(廣池千九郎『道徳科学の論文』モラロジー研究所、⑦一二九—三〇ページ。なお、『伝記廣池千九郎』が出ている。)

自己反省とは、一切の出来事を天地自然の恵みでありまた試練であるとして受け止め、自己の運命も含めて、避けられないこと、また改善すべきものを、すべて自己の責任として引き受けることである。広く言えば、自己を含めて人類社会のあらゆる物事の進歩に貢献するという覚悟を決めることがあり、自己のいのちの使命をそのように意味付ける精神作用である。ここからは「悪魔」だと言つて相手を攻撃するような心は生まれない。

何度も触れたドイツのヘーゲル先生も哲学的に、「反省」ということを重視したが、自己に反省するとは、宇宙の一角において、宇宙の進化に身を捧げるというように、自己と物事を位置付ける精神であるといえる。いのちというものは、この自己反省から態勢を整え直して、再び歩み出すのである。この自己反省という精神作用は、偉大な効力を發揮する。

もちろん、慈悲は正義を含む。エミール・ブルンナーというドイツの哲学者は『正義』（酒枝義旗訳）というすばらしい書物を書いて、「愛があれば正義は不要である」というよくな意味のことを書いておられる。その意図は分かるが、現実には正義が不要というよりも、愛は正義を内に含み、愛の心と行為を運用する標準とすべきものである。感情的な愛だけでは、複数の人に向けるとき、誰にどれだけを、という配分の問題が起きるが、それを調整するには正義の標準がなければならない。生命倫理や医療倫理で、正義原理が不可欠とされるのは、理由のあるところである。

また、世の正義を破る人々の行動に対しても、正義の標準から処罰したり、制裁することもやむを得ない措置である。正義は、愛の標準なのである。

それゆえ、慈悲とは、抜苦与樂——苦しみを抜き楽しみを与える——というよくな單純で素朴な心から出发して、こうした正義を含む深い内容を秘めた精神原理である。

東西古今の道徳原理への探求と実践の要点がここにあると言えよう。

廣池博士が、こういう慈悲寛大自己反省を現実に実行した事例は数多いが、歴史に閑しては、例えば、日本が昭和十二年中國大陸に邦人保護の名目で軍隊を派遣し、戦争を拡大する恐れが出て来たとき、潔く軍隊を一切引き上げることを提言したことがある。それを廣池博士の日記から引いて紹介してみよう。

利害対立が強烈に現れ、時に戦争という事態にいたることも稀でない国際関係において、どのような精神で行動するかは、国家の命運を左右する。これは思考実験の格好の題材なのである。

これまで、いろいろな人が國家要路の人へ提言なるものを行つてゐるが、どういう人物に提言するかといふことも、提言が意図した効果を上げるかどうかを左右する。

廣池博士も、鈴木貫太郎侍従長（昭和天皇の側近）に提言している。鈴木侍従長は、海軍人脈であり、満州国承認の頃の総理大臣・齋藤實、ロンドン軍縮交渉の全権代表・若槻禮次郎氏とも、親しかった。

昭和七年（一九三二）当時、日本は中國大陸上で複雑な利害関係の絡み合いの中にいた。日本人に対する

テロも行われていた。状況を振り返つておくと、次のようにあった。(この頃の動きについては、多くの資料があるが、三野正洋『分かりやすい日中戦争』光人社、大杉一雄『日中十五年戦争史』中公新書、が手頃であろう。)

昭和六年九月十八日 奉天(現瀋陽)郊外の柳条湖における満州鉄道線路爆破事件(現代では、日本側が仕組んだものと言われている)

同日 関東軍が出動

十九日 政府、不拡大方針を発表

十二月十三日 その後関東軍は、軍中央及び政府の指令を聞き入れず

十五日 参謀本部、関東軍に対し軍の派遣増加を決定

昭和七年一月十八日 海軍の特別陸戦隊、第一九路軍(国民党軍の最強部隊)と衝突、戦闘に入る
(いわゆる上海事変の勃発)

この後、国際都市上海で、諸外国からの日本非難が高まる

事変の当時、上海にはイギリス、フランス、アメリカのような欧米列強と日本が、いわゆる「租界」という特別居住地区を保有し、多くの自国民を居住させていた。もちろん、協定に基づいてのことであった。その租界は、今日訪れてみると、最近までもっともハイカラな所であり、高級居住街路であって、あたに立派であり、人は変わったがその地区の建築物は美しいままである。

さて、上海事変は、一九三一年(昭和六年)九月十八日、上海で日本人僧職が傷害を受けたことに端を発する。日本海軍はすぐさま、「居留民保護」の名の下に艦隊の増派を決定し、同月二十三日特別陸戦隊を上陸させ、二十八日には第二次陸戦隊を派遣、総兵力二万八〇〇〇人を日本租界に集結させた。

翌二十九日未明、日本軍は上海市街の北四川路を警備していた中国(国民政府)軍と交戦、その後日本軍による上陸作戦、無差別爆撃などが行われて行つた。(このような経過は、平凡社『大百科事典』「上海事変」の項参照。前後の地名等のカタカナ発音は、陳玉雄博士のご教示による。)

上海では今でも伝統は受け継がれているが、道路に全国各地の地名をもつて来て道路の名前としており、四川路といえど、その一つである。南京路、南京東横路、西蔵路といった名前の街路が縦横走つている。各地から出て来た人々が懐かしく感じるであろう。長江(入口)の上海という町は元来漁村であり、大都市としての歴史はあまり古くないのである。

革命後は、革命に因んだ公園などが増え、さらに現代では旧市街を壊してニューヨーク並の高層ビル街に改築している。社会主義政府の命令一下で行うのであるから上意下達であり、東京などに比べて工事の進

上海は、現代中国での経済発展をリードする象徴的な都市であるが、一九三〇年代も、天津とともに国際都市の代表格であった。北京に対する天津は、東京に対する横浜であり、南京に対する上海は、京都に対する商都大阪に当たるものであつたであろうか。

それゆえ、上海事変は、まさにそういうところで起きたのであって、中国全土の住民に与えたインパクトは小さくなかったであろう。

軍の衝突に続いて、日本の工場での大ストライキの発生など、中国各軍と民衆による抗日運動の盛り上がりへと、事態は一挙に展開した。しかも、上海沿岸一帯に利権を持つ英米は日本の行動に抗議し、国際世論は日本に不利に傾いた。

一説には、歐米の租界も日本軍が守ったので、人々から感謝されたとも言われるのに、歐米の報道は先発の欧米に有利に、後発の日本に不利に、世論形成を行つたのであろうか。ミクロの親切とマクロの利害対立との相違であろうか。身近なところでの親切などミクロのプラス行為があつても、大きな利害の川を巡つての評価は、そういうミクロの善意を押し流すのであろうか。

ともかく、翌年五月五日、日華停戦協定が結ばれ、上海における戦闘は一応収束をみた。

従来、日中戦史の議論では、しばしば、日中戦争が全体として拡大した責任を、主に日本の陸軍に負わせる向きがある。だが、上海事変が切つ掛けであるが、海軍もまた重大な行動を敢えて行つてゐるのである。他のところでも述べたが、一概に、陸軍悪玉・主戦派なり、海軍善玉・和平派なり、と簡単に割り切ることはできない。

陸軍と海軍とが功を挙げるうえで、どうも各々組織として張り合つたのではないだろうか。同じ日本の皇軍として、天皇陛下の総覧なさる統治に属し、統帥下にあつたはずなのにである。大日本帝国憲法がここでは有効に働かなかつたといえようか。

軍事という国家の最も枢要な歯車について、國家という機械全体の中で「たが」が外れ始めていたのであらうか。

そんな中で、やがて一九三七年（昭和十二年）になると、また戦闘状態が再発することになる。いわゆる日中戦争の本格化と泥沼化である。上海事変の時、日本は、分岐する鉄路のように、川の流れを見通した回天の思考と戦略を求めていたのではなかつたか。

歴史には、価値の相対主義と絶対主義がある

廣池千九郎博士は、大陸の北東部（満州）方面と、引き続ぐ南部・上海方面における日本の軍事行動に深い憂慮を抱き、昭和七年二月、従来から交流があり、昭和天皇の第一の側近である鈴木貫太郎侍従長に次のよきな提言を差し出している。鈴木氏は、後にポツダム宣言の受諾に当たつた終戦時の内閣総理大臣を努められた。

一月一日 大阪二新聞の夕刊および号外によるに、英米二国の干渉明白に現われ来る。万一千清における我が主張を貫徹せんとせば、右二国以上と衝突に至るべし。かくては負くればもち論滅亡に瀕すべく、たとい勝つとも長日月を費し國家瀕死に至るべし。

これをもつてただ今天皇陛下平和御好愛の御心という勅命にて、南清の兵と人民とを全部引き上げ、さて今後は拳國、勤僕眞面目に道徳生活に入り、南米、蒙古等に漸次に地盤を造らば、大和民族の最後の勝利疑いなし。

これを陸海軍の当局にも御内示されだし。萬一の愚見御一願を賜わり御手紙これあり候わば、小生ただ今、疲労休臥中なれど少々快方に向かい居れば、即時帰京拝謁、万斛の至誠を披瀝して国家万分の一の御報恩を仕るべしとのことを鈴木侍従長に出状せり。

一月一日 朝、出状左のごとし。

拝啓

昨夜一書奉呈仕りおき候えども、危機刻々に急迫致し居り候間、この機を逸しては取り返しのつかぬ大事と相成り候に付き、更に一言申し上げ候。

そもそも人間の感情は一時の利己的本能の発露なり。ために戦時には他日における重大なる損失を顧慮せざること多々これあり候。古来東西戦争の歴史皆かくのごときものに候。聖人は、兵は平和の

保障物にして殺人の利器にてはこれなしと教えられ居り候。殊に戦争いかに有利に相成り候も、時代の変遷は決して昔日における日清、日露戦役のごとき好結果を収め得るものにはこれなく候。而しその間における戦死傷者の悲惨、財力の耗費、国民疲労の損失を思わば、一の中国を抛棄するも惜しきことこれなく候。況や中国のほかに平和の方法によりて、これ以上の収穫を得る方法これあるに置いてをや。

世界思想の傾向は、二十世紀殊に歐州大戦以来非常に変化して、中国人のごときも大なる自覚（利己的）を生じ居り候えば、一の清朝とか若干の中國大官とかを相手にせし昔日とは、大いに事情を異に致し居り候。

されば戦争の事情も異なり、その結果もまた決して昔日と同様のものは得られ申さず候。況や歐米各国皆、我が帝国の發展を羨望、嫉視せる今日においてをや。

今しばらく一切を隠悉自重して時機を相待つべきことと存じ候。而してその善後の国策は小生夙に研究致し居り候。即ち政治、外交、教育、移民、殖産、興業の方法、確固たる具体案これあり候。今や内には政争のため眞に國家百年の大計を聴く人これなし。仰ぎ願わくば閣下神明の御照鑑を目的と致して、卑見を御傾聽のほど願い上げ候。これ即ち憚りながら眞の輔弼の大任を尽くさせたまうものと存じ候。

御書または御打電にて直ちに帰郷仕るべく候。

一月一日

鈴木侍従長殿閣下

二月三日 朝、更に出状。

拝啓　一昨日、昨日二通の卑書、御高覽の御事と恐察奉り候。

さて第三次英米仏大使の抗議回答につきて、天皇陛下平和の御恩し召しとあらば、内外人の感激全世界に轟き申すべし。かくて南中国在住の日本人全部を第三國軍隊に托して、日本軍全部引き上げのこと直しと存じ奉り候。この機を失しては膚を噛むの悔いあらんと存じ候。万世一系、金匱無欠の我が天皇陛下と全国民との安危は、在中日本人の財産よりは大なるものに候。このところの御判断が、真に閣下を始め奉り親任方の今日の御奉公の要点と存じ奉り候。

御打電あらば直ちに帰郷仕るべく候。

二月三日 朝

鈴木侍従長閣下

なおこの書面、何人の御目にかけても苦しからず候。

右、飛行機便書留にて発送す。

(『廣池千九郎日記(昭和五年—昭和七年)』4 モラロジー研究所、二〇五—二〇九ページ、ルビ追

千九郎

敬具

加。)

このような廣池博士の提言は、もちろん、一介の民間人のそれであり、怒濤の勢いの軍部と世論・マスコミと政治家の主流に向けては、何らの効力も持ち得なかつたであろう。

もちろん、中國大陸における軍事政治勢力は幾つにも分裂し、日本の政策を理解し軍事行動に協力する勢力も幾つか現れた。だが、やがて孫文の流れを汲む国民党の蔣介石総統の勢力が中心となり、それに抗日戰線を張りつづけた中國共產党(八路軍)が徐々に力をつけ、住民の支持も得つたつあつたようである。

そこへ、特にイギリスとアメリカが、利権と理念とから、蔣介石を支援するという戦略を強化し、果てはビルマ(現ミャンマー)から雲南經由で援助物資を運び込むようになつていく。

日中戦争と日米戦争とは、不可分であつた。一方の拡大は他方の始まりであつた。なお、廣池提言は、後章で述べるように、「国民政府相手ニセズ」という近衛政府声明の危険を予告するものであつた。

日本は、満州問題のため国際連盟内部で孤立し、結局脱退することになる。近衛文麿氏が声望を担つて総理大臣となるも、和平交渉派もいたのに声明を発して交渉を打ち切り、軍部はますます進攻・侵略を拡大して行くことになる。

昭和十六年(一九四一)の真珠湾攻撃に始まる日米戦争(太平洋戦争)までには幾分間があつたが、アメリカは石油と鉄屑を売らないという政策を含め、日本封鎖作戦を強化しにかかるのである。

(七) 歴史とは、より良い価値観を創造する営みなり

再び、忠臣蔵に戻ろう。歴史には、法律論だけでは片付かない心情の問題がある。

さきに私は、赤穂義士の討ち入りは一種のテロだと断定したが、その映画やテレビ番組は不变の人気がある。この人気を「殺人」を称えるものと解釈すれば、事は深刻である。殺人を禁ずる法律論と仇討ちを認め

廣池博士は、来るべき事態を危惧していたが、それは杞憂ではなかった。

廣池博士は、古代聖人の教えた平和路線を力説し、時の昭和天皇にも「どうか届くように」と、こうした建言を引き続いて行った。廣池博士は、昭和十三年六月四日に死去するが、前年から死の直前まで、昭和天皇のご信任篤かつたと言われる賀陽宮殿下に対して十二回に及ぶ御進講を行つて、その中でも平和的方法で局面を開闢することの必要を説いている。

これまで繰り返し述べて来たように、日米間には、日露戦争以来どうも衝突するほかない必然性が醸成され、戦争の回避はすでに簡単な道ではなかつたのであろうか。おそらく、昭和に入つてからでは、普通の考え方では和平の道は不可能であつたのであろう。今から回顧して、日米戦争は悲劇であつた、といわれるゆえんであろう。回天の策なかりしか。

高速道路を走るとき、ライトを上げるとよく見える距離があるが、下げた方がよく見える距離もある。世界史の遠距離と近距離と双方を見る万能のライトはあり得ないものだろうか。それは歴史の後知恵でしかないのだろうか。

話を戻せば、結局、テロへの対応は、自己反省と慈悲寛大の心を込めて行うべきである。

この自己反省と慈悲寛大の黄金律を踏み外す人たちの心情は、みだりにテロを行う人々のそれと実は大差なく、自ら自己自身を苦しめ、自らの仲間内に争いと滅びの原因を作り出すことになりはしないか。憎悪を持つかで、争いの歴史の繰り返しか、平和への接近か、が岐れるだろう。

ともかく日本としては、事件が起きてから泥縄式に立法するのでは困る。普段から、速やかに「集団」安全保障のための行動を取れるよう、前もって哲学と法を整備しておくことが必要ではないか。それなしに、日本は大国だ、同盟国だ、常任理事国だ、などと思つても、すべてに後れを取り、のろのろと煮えきらない国内論争を繰り返し、結局いつも後追いの支援なるものでお茶を濁すことになるだろう。

知恵と力なしには同盟は組めない。平和実現のための責任も果たせない。善き歴史を造るには、責任を負えるだけの、実力ある国家を造ることが不可欠ではないか。

る心情論との間にズレが生じる。しかし、今日でもあの討ち入りに人気があるということは、時代毎に変わることで、昔も今も一貫して、何かしら人々の心情に訴える要因が存在していることを默示しているのではないか。

それは何であろうか。それは、他でもない。自己を捧げ、忠義・忠節・忠誠を尽くすということではないか。封建道德といいつつも、それらが時代を超えて普通の日本人の深層心理に受け入れられている価値だからではないのか。もつとも、江戸時代でさえ、赤穂義士以外にあのように大集団で討ち入りをする者は他にいなかつたから、日本人において赤穂義士のような仇討ちは例外中の例外であったのであるが、その例外が何かしら不变の魅力を放つのである。

唯一度の例外であっても、その例外が普遍的意味を顕わすという出来事が、歴史には存在する。

義士が称えられるのは、誰の心にも潜む普遍的な思いを、彼らがまさしくいのちを懸けて現して見せたからではないのか。民族の歴史の奥底には、時と所を超えて変わらない価値観が、地下水のよう脈々と流れているのではないか。

ただ、時と所を超えてといつても、一概に文化の違いを超えて、とまでは言えまい。赤穂義士の行為が、文化の異なる外国の人々にどう映るか分からぬ。(今日の幾分冷めた日で忠臣蔵を描こうとするものに、宮澤誠一「近代日本と『忠臣蔵』幻想」青木書店、がある。しかし、幻想かどうかは、世の人々が決めるものであろう。私は、決して幻想ではないと思う。)

こうしてみると、人類の歴史においては、相対主義も絶対主義も、ともにその極端な形のものは誤りなのである。

歴史において、善悪という価値観を作っている要素には、次のような種類のものがあるといえるのではないか。

- ①特定時代の要素 以前ではなく、その時代だけに姿を現し、その後には消える要素
- ②複数時代の要素 すべての段階にではないが、異なる複数の時代にわたる要素
- ③歴史貫通の要素 古代から今日まで、あらゆる段階をずっと貫いて作用する不滅の要素
- ④発展進化の要素 ある時代に出現して、その後の時代とともに存続し発展して行く要素

いくら歴史は諸行無常であり、一切が変転して極まるところなし、とはいっても、やはり歴史の段階を超えた永遠の価値尺度がいくつかは存在するものであって、時にはそれが法律を超えて働き続け、人々を導いて行くのではないか。

赤穂義士の討ち入りがあつたお陰で、江戸の世の人々の心に武士道と忠義觀が蘇り、幕府もそれ以後の政治のやり方に用心するようになつた。人々の考え方が、江戸時代のその後の政治と世論をかなり方向づけた、といえるだろう。

先にも吟味したように、歴史が語りかける意味は、それぞれの時代に生きる人々が、当時のその人たち

アメリカはアメリカで、ペリー来航がその一端であったが、年來、門戸開放政策 (the open door policy) を追求し、中国大陸で日本を抑え込み、権益を獲得しようと日論み、英國が日露戦の時に日本を支援する基となつた日英同盟を破綻させるように画策した。

さらに、一九三〇年代に到ると、アメリカはイギリス、フランス、オランダなどとも結託し、ABCDラインを結成する。石油を売らない、製鋼のために欠かせなかつた屑鉄も売らない、といった挙に出で、日本を封じ込め、締め上げるという行動を取つた。だから日本には、自衛のため「やむにやまれず」対米開戦に踏み切るという事情があつた。

かくして日米双方とも後に引くに引けず、喧嘩が始まつた。そして、悲惨な結末がもたらされた。広島、長崎への原爆投下（一九四五）、大都市への無差別空襲による一般市民の大量の犠牲……と結局、日本の一方的悲劇に終わつた。しかも、中国大陸、朝鮮半島、東南アジアの人々への被害を伴つた。

ここでは、先に引き金を引いて戦争を始めた側（日本）の戦争責任と、しかしましたそのようにさせた側（英米）の戦争責任と、双方が責任が問わされることになる。

なお、あの時代における戦争責任の問題は、戦争の三つの局面に応じて、三つの場合を分けて見るべきではないか。

①太平洋戦争では、日本だけでなく、植民地帝国たる米、英、仏、蘭（オランダ）及びソ連と日本との間

が、時代の「出来事」をどう見ていたか、というだけでは汲み尽くせない。そういう欠陥のある相対主義は、人々が採用している実際の見方ではないだろ。

歴史を学ぶとは、人々がそれ以前の過去の時代をどう反省し、その後の未来をどう予見したかも、併せて考慮に入れ、評価していくことでなければならぬ。

むろん、後で見るよう、歴史は単純な善悪史観では捉え切れない。悲劇という側面も含まれるからである。

悲劇とは、志に反して、善悪の基準を貫くことができない、善悪の基準自体がいくつかに分かれ、互いに矛盾が出てくる、というような出来事のことである。

悲劇の事例としては、日本とアメリカとの間の大東亜戦争・太平洋戦争（一九四一～四五）での衝突をあげることができる。

日本もアメリカも、二十世紀の前半まで、中国（支那、Mainland China）を巡って、国家的利己主義に基づいて国益を拡大しようと行動し、ついにぶつかり合つた。日本は、富國強兵路線を採用し、国家の存亡をかけ、アジア大陸と太平洋での権益を拡大し貫こうとした。

しかし、「兩虎共に闘わば、その勢い俱には生きず」（春秋戰國）であつて、日本という虎が潰されたのであつた。

で、双方の責任問題がある。

②大東亜戦争では、日本と中華民国（蔣政権、その他の軍閥政権）とその国民、東南アジア地域の人々との間での責任問題がある。
 ③日中戦争では、日本と中華民国——中華人民共和国は後に出現したもの——と満州国、及び中華民国を支援した英米、それに不可侵条約を破ったソ連との間の責任問題である。

歴史から学ぶには、完全相対主義に陥らず、過去の歴史の経験を確かめ、分析し、長短、善惡を明かにするという作業を、常に実行しなくてはならない。そこでは、異なる時代を通じて一貫する理想の価値觀を、あるいは歴史の進展とともに形成されてくる「層優れた価値觀を見出し、それを基準とする。

すると、先の弁当の蓋についた御飯粒の問題は、こう考えればよい。つまり「もつたいないの哲学」から、蓋について御飯粒を綺麗に食べるとともに、「御飯粒を残さねばならないほどなら、はじめから小さな弁当を作り、資源を節約するよう、「心がける」と考えるのである。これがまともな歴史觀であって、近視眼的な相対主義を超えるものだといえるのではないか。

やはり後世の者つまり後生として、先人の行動の累積である歴史から教訓を引き出すためには、昔のことは批判も称賛も出来ぬ、といった完全相対主義にとどまつていては済まないのである。この種の相対主義は無益の代物である。

望まれるのは、時の流れを通じて、絶対主義に近づこうとする相対主義ではないだろうか——所詮、人間は永遠に近づきることはできないが……。

人類のいのちの相互作用はグローバル時代に入りつつある。その要点は情報—生命—環境であって、人間生命を挟んで、環境と情報の両面から大変革が進行しつつある。だからこそ、人類の住んでいる地球環境を破壊しないということが、それぞれの国家の利益よりも優先する「絶対基準」となりつつある。——実は、そのことが各国にとって国益ともなり、個人益ともなる。素朴な相対主義を超えて、人類共通の立場に近づく手がかりは、ここにある。

こうして、人類のいのちの共生にとって、人類全体にあてはまる少数の共有の絶対価値というものが、少しずつできあがりつつあるのではないか。この地球的な枠組みを最優先し、各個人の、そして各国の、自由とは、その中の限られた自由とすべきではないか。

なお、テロ問題をきっかけにして、既存の宗教は「いのちより大切なものがある」と教えるのだ、こう発言する向きもあるようだ。だが、後の章で詳しく検討するように、そういう考え方はそのままでは危険を孕んでいる。「その宗教の教えるところによつて、いくらでも正当に人が殺せる」ということにつながるからである。いのちとは、個人のいのちか、集団のいのちか、全人類のいのちか。どのいのちなのか。ともかく、個々のいのちをそう簡単に軽視してはならない。

やはり人類は、目指すべき価値の体系を、歴史から学ぶことが必要ではないか。それが歴史を一貫する絶対主義に少しでも近づこうとする態度であろう。それは中庸の相対主義と名づけられようか。

後記（〇五・〇八・一〇記）

今日、東京裁判について次の意見がある。果たして法的に見て「正常な意見」であろうか、私にはどうも疑問に思われる。法学・国際法の専門家の意見を伺いたいもの。

- ① 東京裁判は、「事後法」によって罪を定め、その事後的罪概念に基づいて裁判を成立させたものであり、法的に成立しない不当な裁判である。
- ② ただし、講和条約第十一條では、日本は裁判の「判決」(judgements) のみを受け入れたのであり、裁判の正当性を承認したのではない。
- ③ 講和条約の発効後、日本国は、連合国に了解を得て、戦犯とされた人々への刑の執行を停止・解除して国内法的には無罪とし、「法務死」とした。この措置は国家主権の正当な行使である。(A級戦犯は戦犯でなくなり、靖国神社にも合祀された。合祀を巡っては隣国からクレームが来ている。その事についてはここでは論じない。)

ある「裁判」から出された「判決」を受け入れるということは、その裁判を「正当な根拠に基づいて成立了もの」と認めることになるのではないか。不当で根拠のない裁判であれば、その判決も不当で根拠のないもので、法的には受け入れられないのではないか。無論、合法的で正当な根拠をもつて成立した裁判であっても、その判決には「誤審」(冤罪含む) もあります。誤審(事実誤認の誤った判決)は受け入れられない。

ない。

(本稿には、「漢字離れ」の日本の若い読者のためと、留学生の日本語学習のためと、二つの理由から、漢字の数を増やし、且多くの漢字にルビを振った。原稿の打ち込みなどのコンピューターワークについては、栗山聰美と多田健児、それに新しく古川範和の三君から多大の助力を頂いた。ここに記して篤く感謝したい。)